

全国こども政策主管課長会議

令和6年3月

こども家庭庁成育局
参事官(事業調整担当)

《 目 次 》

I. 地域子ども・子育て支援事業について	1
1. 子ども・子育て支援交付金	
参考資料1. 子ども・子育て支援交付金交付要綱(別紙)(新旧対照表 案)	
II. 「こどもまんなか 児童福祉週間」について	24
1. 趣旨について	
2. 「こどもまんなか児童福祉週間」の標語について	
III. 児童福祉文化財等について	28
1. 推薦について	
2. 広報・啓発について	
3. 児童福祉文化賞の発表および表彰式について	

《 目 次 》

IV. 子ども・子育て支援のための研修・調査研究の推進について	33
1. 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について	
2. 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の実績報告について	
参考資料1. 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業等	
参考資料2. 「子育て支援員」研修について	
参考資料3. 職員の資質向上・人材確保等研修研修内容一覧	
V. 児童福祉施設等の整備及び運営について	38
1. 児童福祉施設等の整備について	39
2. 児童福祉施設等の安全の確保について	47
3. 児童福祉施設等の防災・減災対策について	52
4. 児童福祉施設等の運営について	60

《 目 次 》

参考資料1. 次世代育成支援対策施設整備交付金

参考資料2. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(児童福祉施設等分)

参考資料3. 子ども・子育て支援施設整備交付金

参考資料4. 児童福祉施設等の施設整備費国庫補助協議に係るスケジュール等について(令和6年度)

参考資料5. 次世代育成支援対策施設整備交付金

参考資料6. 社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策

参考資料7. 児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用・改修

参考資料8. 児童福祉施設等に係る災害復旧費補助金(令和5年度補正)

参考資料9. 児童福祉施設等に係る災害復旧費補助金(令和6年能登半島地震)

VI. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について 88

1. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

参考資料1. 被災者支援総合交付金

I . 地域子ども・子育て支援事業について

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度当初予算案 2,074億円 (1,847億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用を交付する。

《対象事業》

- | | | |
|----------------------|--------------------------|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 養育支援訪問事業 | ⑮ 病児保育事業 |
| ② 延長保育事業 | ⑨ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑯ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑩ 子育て世帯訪問支援事業【新規】 | |
| ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | ⑪ 児童育成支援拠点事業【新規】 | |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業 | ⑫ 親子関係形成支援事業【新規】 | |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑬ 地域子育て支援拠点事業 | |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭ 一時預かり事業 | |

《令和6年度における主な充実の内容》

- 令和4年改正児童福祉法施行に伴い、利用者支援事業の類型を見直し、**こども家庭センター及び地域子育て相談支援機関の整備を推進**するとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、**こども家庭センターにおける統括支援員の配置にかかる補助を拡大**する。
- 延長保育事業について、**1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げ**るとともに、**30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ**等を行う。
- 放課後児童健全育成事業について、「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの受け皿整備を着実に推進し、**放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善**等を行う。
- 令和4年改正児童福祉法施行に伴い、**子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を創設**するとともに、子育て短期支援事業を拡充し、**親子入所等による支援**が受けられるようにする。また「こども未来戦略」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業に係る**利用者負担軽減の充実**を図る。
- 地域子育て支援拠点事業の土日祝日開所を推進していくため、**週6日以上開所する場合に基本分単価の拡充**を行う。
- 病児保育事業について、病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」を踏まえ、**基本単価の引き上げ**を行うとともに、**当日キャンセル対応加算を本格実施**する。
- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の増加・定着を推進するため、**「預かり手増加のための取組加算」の充実**や、**提供会員になって間もない者等の相談体制を強化する取組の支援**を行う。

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助割合】国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3 (ただし、利用者支援事業は国2/3, 都道府県1/6, 市町村1/6)

改正後				
1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費 (1) 基本型 ア 基本分 ① 基本Ⅰ型(開所日数が週5日以上の場合) 1か所当たり年額 7,730,000円 ② 基本Ⅱ型(開所日数が週5日に満たない場合) 1か所当たり年額 2,433,000円 ③ 基本Ⅲ型(保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合) 1か所当たり年額 300,000円 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,500,000円 ② 休日加算 1か所当たり年額 807,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,105,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,999,000円 ⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円 ⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 800,000円 ⑦ 多機能型加算 1か所当たり年額 3,315,000円 ⑧ こども家庭センター連携等加算 1か所当たり年額 300,000円 ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 (2) 特定型 ア 基本分 1か所当たり年額 3,232,000円 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,500,000円 ② 休日加算 1か所当たり年額 807,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,105,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,999,000円 ⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円 ⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 800,000円 (3) こども家庭センター型 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額 ア 統括支援員の配置 1か所当たり 6,324,000円 ※「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。 ※ 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。 イ 母子保健機能(従来の子育て世代包括支援センター) ① 基本分 (i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 14,331,000円 (ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 6,994,000円	(略)	国 2/3 都道府県 1/6 市町村 1/6

現行				
1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費 (1) 基本型 ア 基本分 ① 基本Ⅰ型(開所日数が週5日以上の場合) 1か所当たり年額 7,688,000円 ② 基本Ⅱ型(開所日数が週5日に満たない場合) 1か所当たり年額 2,433,000円 ③ 基本Ⅲ型(保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合) 1か所当たり年額 300,000円 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,451,000円 ② 休日加算 1か所当たり年額 781,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,093,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,934,000円 ⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円 ⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円 ⑦ 多機能型加算 1か所当たり年額 3,270,000円 ⑧ 一体的相談支援機関連携等加算 1か所当たり年額 300,000円 ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 (2) 特定型 ア 基本分 1か所当たり年額 3,150,000円 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,451,000円 ② 休日加算 1か所当たり年額 781,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,093,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,934,000円 ⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円 ⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円 (3) 母子保健型 ① 基本分 (i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 14,331,000円 (ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 6,994,000円	(略)	国 2/3 都道府県 1/6 市町村 1/6

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(iii)保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 11,834,000円</p> <p>(iv)保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 9,491,000円</p> <p>(v)保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 9,337,000円</p> <p>(vi)保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>② 加算分</p> <p>(i)多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>(ii)特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円</p> <p>※ イの「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。</p> <p>ウ 児童福祉機能(従来の子ども家庭総合支援拠点)</p> <p>① 基本分(直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。)</p> <p>(i)基礎単価</p> <p>小規模A型 3,771,000円</p> <p>小規模B型 9,700,000円</p> <p>小規模C型 16,133,000円</p> <p>中規模型 21,588,000円</p> <p>大規模型 40,091,000円</p> <p>(ii)最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 2,715,000円×配置人数</p> <p>(iii)最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 2,715,000円×配置人数(上限5人)</p> <p>② 基本分(委託して行う場合)</p> <p>(i)基礎単価</p> <p>小規模A型 9,205,000円</p> <p>小規模B型 15,134,000円</p> <p>小規模C型 21,567,000円</p> <p>中規模型 32,455,000円</p> <p>大規模型 61,825,000円</p> <p>(ii)最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ 配置単価</p> <p>常勤職員を配置した場合 5,646,000円×配置人数</p> <p>非常勤職員を配置した場合 2,715,000円×配置人数</p> <p>(iii)最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ 配置単価(上限5人)</p> <p>常勤職員を配置した場合 5,646,000円×配置人数</p> <p>非常勤職員を配置した場合 2,715,000円×配置人数</p> <p>③ 夜間・土日開所加算 ①又は②による基準額×((1週間当たりの開所時間数-40)÷40)</p> <p>④ 開設準備経費(児童福祉機能のみを開設する場合に限る。2 開設準備経費とは併用不可。)</p> <p>1か所当たり 7,678,000円</p> <p>⑤ 弁護士・医師等配置加算 1か所当たり 360,000円</p> <p>⑥ 地域活動等推進加算</p> <p>(i) 研修・広報啓発費用 1か所当たり 872,000円</p> <p>(ii) 見守り活動等推進費用 1か所当たり 13,000,000円</p> <p>(iii) 通訳業務費用 1か所当たり 1,560,000円</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>③保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 11,834,000円</p> <p>④保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 9,491,000円</p> <p>⑤保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 9,337,000円</p> <p>⑥保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>イ 加算分</p> <p>① 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>② 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円</p> <p>(新規)</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																				
		<p>※ ウの「1か所当たり」とは、子ども家庭センターのうち「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。</p> <p>エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1人当たり 2,715,000円 ② 委託の場合 1人当たり 5,646,000円</p> <p>※ 配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。なお作成件数には、サポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。</p> <p>※ 1か所当たりの支援員の配置人数の上限は、人口規模に応じ以下のとおりとする。なお、人口については直近の人口を用いるものとする。 人口10万人未満 1人 人口10万人以上かつ30万人未満 2人 人口30万人以上 3人</p> <p>※ エの「1か所当たり」とは、子ども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>オ 地域資源開拓コーディネーターの配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1か所当たり 2,715,000円 ② 委託の場合 1か所当たり 5,646,000円</p> <p>※ 1か所当たり1人を上限とする。 ※ オの「1か所当たり」とは、子ども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>カ 制度施行円滑導入経費 1市町村当たり 3,330,000円</p> <p>(令和8年度までの経過措置) 別に定める子ども家庭センターの要件を満たしていない施設であって、子ども家庭センターの「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはイに掲げる基準額を、子ども家庭センターの「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはウに掲げる基準額を、令和8年度まで適用する。</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) (1) 基本型及び特定型(基本Ⅲ型を除く) 1か所当たり 4,000,000円 (2) 子ども家庭センター型 1か所当たり 7,678,000円</p> <p>※ (1)(2)とも令和6年度に支払われたものに限る。 ※ (2)において、「1か所当たり」とは、子ども家庭センター1か所当たりとする。</p>																						
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般型 (1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定子ども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>20,200円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>60,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型・B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>14,000円</td> <td>17,700円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>28,000円</td> <td>35,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>42,000円</td> <td>53,100円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		1時間	20,200円	2時間	40,400円	3時間	60,600円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	14,000円	17,700円	2時間	28,000円	35,400円	3時間	42,000円	53,100円	(略)	国 1/3 〔 都道府県 1/3 〕 〔 市町村 1/3 〕
延長時間区分																								
1時間	20,200円																							
2時間	40,400円																							
3時間	60,600円																							
延長時間区分	A型・B型	C型																						
1時間	14,000円	17,700円																						
2時間	28,000円	35,400円																						
3時間	42,000円	53,100円																						

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																				
		<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) (1) 基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円 (2) 母子保健型 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>※(1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。</p>																						
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般型 (1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定子ども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>37,600円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>56,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型・B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>13,100円</td> <td>16,600円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>26,200円</td> <td>33,200円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>39,300円</td> <td>49,800円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		1時間	18,800円	2時間	37,600円	3時間	56,400円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	13,100円	16,600円	2時間	26,200円	33,200円	3時間	39,300円	49,800円	(略)	国 1/3 〔 都道府県 1/3 〕 〔 市町村 1/3 〕
延長時間区分																								
1時間	18,800円																							
2時間	37,600円																							
3時間	56,400円																							
延長時間区分	A型・B型	C型																						
1時間	13,100円	16,600円																						
2時間	26,200円	33,200円																						
3時間	39,300円	49,800円																						

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合	
		ウ 事業所内保育事業(定員19人以下)			
		延長時間区分			
		1時間	12,900円		
		2時間	25,800円		
		3時間	38,700円		
		エ 家庭的保育事業			
		延長時間区分			
		1時間	88,600円		
		2時間	177,200円		
		3時間	265,800円		
		(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)			
		ア 保育所及び認定こども園			
		延長時間区分			
		30分	600,000円		
		1時間	1,760,000円		
		2~3時間	2,761,000円		
		4~5時間	5,673,000円		
		6時間以上	6,704,000円		
		イ 小規模保育事業			
		延長時間区分	A型	B型	C型
		30分	600,000円	600,000円	600,000円
		1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円
		2~3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円
		4~5時間	4,366,000円	4,366,000円	4,346,000円
		6時間以上	5,092,000円	5,092,000円	5,071,000円
		その他			
		30分	600,000円	600,000円	600,000円
		1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円
		2~3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円
		4~5時間	3,524,000円	3,524,000円	3,503,000円
		6時間以上	3,944,000円	3,944,000円	3,923,000円
		※ (略)			
		ウ 事業所内保育事業			
		延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
				A型	B型
		30分	552,000円	552,000円	552,000円
		1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円
		2~3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円
		4~5時間	5,220,000円	4,017,000円	4,017,000円
		6時間以上	6,168,000円	4,685,000円	4,685,000円
		その他			
		30分	552,000円	552,000円	552,000円
		1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円
		2~3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円
		4~5時間	3,875,000円	3,242,000円	3,242,000円
		6時間以上	4,542,000円	3,628,000円	3,628,000円
		エ 家庭的保育事業			
		延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下	
		30分	314,000円	161,000円	
		1時間	627,000円	321,000円	
		2~3時間	1,122,000円	587,000円	
		4~5時間	2,792,000円	1,894,000円	
		6時間以上	4,433,000円	3,174,000円	
		その他			
		30分	306,000円	153,000円	
		1時間	611,000円	306,000円	
		2~3時間	1,070,000円	535,000円	
		4~5時間	2,052,000円	1,155,000円	
		6時間以上	3,389,000円	2,128,000円	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合	
		ウ 事業所内保育事業(定員19人以下)			
		延長時間区分			
		1時間	12,100円		
		2時間	24,200円		
		3時間	36,300円		
		エ 家庭的保育事業			
		延長時間区分			
		1時間	83,200円		
		2時間	166,400円		
		3時間	249,600円		
		(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)			
		ア 保育所及び認定こども園			
		延長時間区分			
		30分	300,000円		
		1時間	1,667,000円		
		2~3時間	2,640,000円		
		4~5時間	5,510,000円		
		6時間以上	6,485,000円		
		イ 小規模保育事業			
		延長時間区分	A型	B型	C型
		30分	300,000円	300,000円	300,000円
		1時間	1,338,000円	1,338,000円	1,338,000円
		2~3時間	1,662,000円	1,662,000円	1,662,000円
		4~5時間	4,246,000円	4,246,000円	4,226,000円
		6時間以上	4,934,000円	4,934,000円	4,914,000円
		その他			
		30分	300,000円	300,000円	300,000円
		1時間	1,291,000円	1,291,000円	1,291,000円
		2~3時間	1,507,000円	1,507,000円	1,507,000円
		4~5時間	3,445,000円	3,445,000円	3,425,000円
		6時間以上	3,846,000円	3,846,000円	3,826,000円
		※ (略)			
		ウ 事業所内保育事業			
		延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
				A型	B型
		30分	276,000円	276,000円	276,000円
		1時間	1,533,000円	1,231,000円	1,231,000円
		2~3時間	2,428,000円	1,529,000円	1,529,000円
		4~5時間	5,069,000円	3,906,000円	3,906,000円
		6時間以上	5,966,000円	4,539,000円	4,539,000円
		その他			
		30分	276,000円	276,000円	276,000円
		1時間	1,320,000円	1,188,000円	1,188,000円
		2~3時間	1,716,000円	1,386,000円	1,386,000円
		4~5時間	3,763,000円	3,169,000円	3,169,000円
		6時間以上	4,396,000円	3,538,000円	3,538,000円
		エ 家庭的保育事業			
		延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下	
		30分	200,000円	150,000円	
		1時間	589,000円	302,000円	
		2~3時間	1,057,000円	554,000円	
		4~5時間	2,647,000円	1,801,000円	
		6時間以上	4,252,000円	3,062,000円	
		その他			
		30分	200,000円	150,000円	
		1時間	574,000円	287,000円	
		2~3時間	1,005,000円	502,000円	
		4~5時間	1,950,000円	1,104,000円	
		6時間以上	3,268,000円	2,078,000円	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																
		<p>オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td>600,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>1,988,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>2,989,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>5,787,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>6,704,000円</td></tr> </table> <p>2 訪問型</p> <p>(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)</p> <p>ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>265,900円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>531,800円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>797,700円</td></tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>265,900円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>458,000円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>458,000円</td></tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)</p> <p>ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td>153,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>306,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>535,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>898,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>1,261,000円</td></tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td>153,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>306,000円</td></tr> <tr><td>2時間以上</td><td>458,000円</td></tr> </table> <p>※(略)</p>	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,988,000円	2～3時間	2,989,000円	4～5時間	5,787,000円	6時間以上	6,704,000円	延長時間区分		1時間	265,900円	2時間	531,800円	3時間	797,700円	延長時間区分		1時間	265,900円	2時間	458,000円	3時間	458,000円	延長時間区分		30分	153,000円	1時間	306,000円	2～3時間	535,000円	4～5時間	898,000円	6時間以上	1,261,000円	延長時間区分		30分	153,000円	1時間	306,000円	2時間以上	458,000円		
延長時間区分																																																				
30分	600,000円																																																			
1時間	1,988,000円																																																			
2～3時間	2,989,000円																																																			
4～5時間	5,787,000円																																																			
6時間以上	6,704,000円																																																			
延長時間区分																																																				
1時間	265,900円																																																			
2時間	531,800円																																																			
3時間	797,700円																																																			
延長時間区分																																																				
1時間	265,900円																																																			
2時間	458,000円																																																			
3時間	458,000円																																																			
延長時間区分																																																				
30分	153,000円																																																			
1時間	306,000円																																																			
2～3時間	535,000円																																																			
4～5時間	898,000円																																																			
6時間以上	1,261,000円																																																			
延長時間区分																																																				
30分	153,000円																																																			
1時間	306,000円																																																			
2時間以上	458,000円																																																			
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 教材費・行事費等(給食費以外) 生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,700円</p> <p>2 給食費(副食材料費) 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 4,800円</p>	(略)																																																	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	(略)																																																	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																
		<p>オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>1,895,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>2,868,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>5,624,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>6,485,000円</td></tr> </table> <p>2 訪問型</p> <p>(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)</p> <p>ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>249,700円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>499,400円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>749,100円</td></tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>249,700円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>430,000円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>430,000円</td></tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)</p> <p>ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>287,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>502,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>846,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>1,190,000円</td></tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>287,000円</td></tr> <tr><td>2時間以上</td><td>430,000円</td></tr> </table> <p>※(略)</p>	延長時間区分		30分	300,000円	1時間	1,895,000円	2～3時間	2,868,000円	4～5時間	5,624,000円	6時間以上	6,485,000円	延長時間区分		1時間	249,700円	2時間	499,400円	3時間	749,100円	延長時間区分		1時間	249,700円	2時間	430,000円	3時間	430,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	287,000円	2～3時間	502,000円	4～5時間	846,000円	6時間以上	1,190,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	287,000円	2時間以上	430,000円		
延長時間区分																																																				
30分	300,000円																																																			
1時間	1,895,000円																																																			
2～3時間	2,868,000円																																																			
4～5時間	5,624,000円																																																			
6時間以上	6,485,000円																																																			
延長時間区分																																																				
1時間	249,700円																																																			
2時間	499,400円																																																			
3時間	749,100円																																																			
延長時間区分																																																				
1時間	249,700円																																																			
2時間	430,000円																																																			
3時間	430,000円																																																			
延長時間区分																																																				
30分	150,000円																																																			
1時間	287,000円																																																			
2～3時間	502,000円																																																			
4～5時間	846,000円																																																			
6時間以上	1,190,000円																																																			
延長時間区分																																																				
30分	150,000円																																																			
1時間	287,000円																																																			
2時間以上	430,000円																																																			
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 教材費・行事費等(給食費以外) 生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,500円</p> <p>2 給食費(副食材料費) 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 4,700円</p>	(略)																																																	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	(略)																																																	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合</p> <p>※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 4,313,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円</p> <p>(f)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 6,552,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,000円</p> <p>(g)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 6,552,000円</p> <p>(e)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 6,552,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×75,000円</p> <p>(h)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4,601,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(年間開所日数－250日)×26,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×26,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(7)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)</p> <p>「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数×671,000円</p> <p>(f)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 302,000円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,522,000円</p> <p>(f)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,102,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×26,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 671,000円</p> <p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特定分)1③、④又は⑤に基づいた基準額を適用する。</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	<p>1 放課後児童健全育成事業 (新規)</p> <p>①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特定分)1②、③又は④に基づいた基準額を適用する。</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $2,629,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $4,868,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $4,868,000円$ (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $4,868,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 75,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) $\times 20,000円$ (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 20,000円$</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 $\times 421,000円$ (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 190,000円$</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $3,185,000円$ (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,766,000円$</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 20,000円$</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 $\times 421,000円$</p> <p>③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ (略) ※ (略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $2,629,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $4,088,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $4,088,000円$ (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $4,088,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 62,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $2,558,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $4,734,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $4,734,000円$ (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $4,734,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 69,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) $\times 19,000円$ (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 19,000円$</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 $\times 409,000円$ (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 184,000円$</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $3,099,000円$ (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,726,000円$</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 19,000円$</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 $\times 409,000円$</p> <p>②設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ (略) ※ (略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $2,558,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $3,978,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $3,978,000円$ (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $3,978,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 58,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日)× <u>16,000円</u> (1日8時間以上開所する場合)		
		ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>16,000円</u>		
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数× <u>277,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>125,000円</u>		
		(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,516,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,766,000円</u>		
		イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>16,000円</u>		
		ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>277,000円</u>		
		④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の 安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯 及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額 とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くな どして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこ と。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合 は、放課後児童健全育成事業(特定分)1③又は⑤に基づいた基準額 を適用する。		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,868,000円</u> -(19人-支援の単位を構成する児童の数) × <u>30,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,322,000円</u> -(36人-支援の単位を構成する児童の数) × <u>27,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,322,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,322,000円</u> -(支援の単位を構成する児童の数-45人) × <u>67,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円		
		イ (略)		
		ウ (略)		
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数× <u>348,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>157,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日)× <u>15,000円</u> (1日8時間以上開所する場合)		
		ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>15,000円</u>		
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数× <u>271,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>122,000円</u>		
		(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,451,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,726,000円</u>		
		イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>15,000円</u>		
		ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>271,000円</u>		
		③設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の 安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯 及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額 とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くな どして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこ と。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合 は、放課後児童健全育成事業(特定分)1②又は④に基づいた基準額 を適用する。		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,823,000円</u> -(19人-支援の単位を構成する児童の数) × <u>29,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,216,000円</u> -(36人-支援の単位を構成する児童の数) × <u>26,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,216,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,216,000円</u> -(支援の単位を構成する児童の数-45人) × <u>63,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円		
		イ (略)		
		ウ (略)		
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数× <u>339,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>152,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,646,000円</u></p> <p>(イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,086,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>348,000円</u></p> <p>⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ (略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,868,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>30,000円</u></p> <p>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>3,452,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>27,000円</u></p> <p>(イ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>3,452,000円</u></p> <p>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>3,452,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>53,000円</u></p> <p>(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>187,000円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>84,000円</u></p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>1,903,000円</u></p> <p>(イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,086,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>187,000円</u></p> <p>※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、</p> <p>・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・<u>実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合</u> ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると 子ども家庭庁長官が認める場合 <u>のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせて、過年度 に子ども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、認 められた時点の協議内容に変更がない限り、引き続き補助対象とする。</u></p> <p>※ (略)</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,582,000円</u></p> <p>(イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,063,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>339,000円</u></p> <p>④設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ (略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,823,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>29,000円</u></p> <p>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>3,370,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>26,000円</u></p> <p>(イ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>3,370,000円</u></p> <p>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>3,370,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>50,000円</u></p> <p>(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>182,000円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>82,000円</u></p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>1,861,000円</u></p> <p>(イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,063,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>182,000円</u></p> <p>※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位 <u>に対する補助</u>については <u>以下のいずれかに該当する場合のみ行う。</u></p> <p>・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 <u>(新規)</u> ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると 子ども家庭庁長官が認める場合</p> <p>※ (略)</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、<u>同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者</u>(職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者(以下「<u>研修修了予定者</u>」という。))を含む。<u>なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。</u></p>		
		<p>2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額)</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略)</p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略)</p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)</p> <p>(4)倉庫設置整備事業 (略)</p> <p>※ 開所準備経費については令和6年度に支払われたものに限る。</p>	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児受入推進事業 <u>2,059,000円</u></p> <p>(2)放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 <u>3,374,000円</u></p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3)放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p><u>ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合</u> <u>1,073,000円</u></p> <p><u>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合</u> <u>536,000円</u></p> <p>※ (略)</p>	(略)	
放課後児童健全育成事業(一般分)	1	放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額)	(略)	
	2	<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児を3人以上受け入れる場合</p> <p>ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,059,000円</u></p> <p>イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合</p> <p>(7)職員を1人配置</p> <p>(イ)職員を2人以上配置 <u>4,118,000円</u></p> <p>ウ 障害児を9人以上受け入れる場合</p> <p>(7)職員を1人配置 <u>2,059,000円</u></p> <p>(イ)職員を2人以上配置 <u>4,118,000円</u></p> <p>(ウ)職員を3人以上配置 <u>6,117,000円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>※ (略)</p>	(略)	
	3	<p>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1支援の単位当たり年額 <u>643,000円</u></p> <p>※ (略)</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。</p>		
		<p>2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額)</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略)</p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略)</p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)</p> <p>(4)倉庫設置整備事業 (略)</p> <p>※ 開所準備経費については令和5年度に支払われたものに限る。</p>	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児受入推進事業 <u>2,009,000円</u></p> <p>(2)放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 <u>3,066,000円</u></p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3)放課後児童クラブ送迎支援事業 <u>521,000円</u> (新規)</p> <p>※ (略)</p>	(略)	
放課後児童健全育成事業(一般分)	1	放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額)	(略)	
	2	<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児を3人以上受け入れる場合</p> <p>ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,000,000円</u></p> <p>イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合</p> <p>(7)職員を1人配置</p> <p>(イ)職員を2人以上配置 <u>4,000,000円</u></p> <p>ウ 障害児を9人以上受け入れる場合</p> <p>(7)職員を1人配置 <u>2,000,000円</u></p> <p>(イ)職員を2人以上配置 <u>4,000,000円</u></p> <p>(ウ)職員を3人以上配置 <u>6,000,000円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>※ (略)</p>	(略)	
	3	<p>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1支援の単位当たり年額 <u>625,000円</u></p> <p>※ (略)</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う 職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,369,000円</u> ※ (略)	(略)	
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 <u>1,500,000円</u> ※ (略)	(略)	
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1市町村当たり年額 <u>4,258,000円</u> ※ (略)	(略)	
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 (略)	(略)	
	放課後児童健全育成事業 (その他分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (略)	(略)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) (略)	(略)	
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア (略) イ (略) ウ <u>親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親</u> 年間延べ日数 × 1,200円 エ居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 <u>年間実施日数 × 1,860円</u> ※ <u>養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額</u> ア (略) イ (略) ウ <u>親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親</u> 年間延べ日数 × 600円	子育て短期支援事業の実施に必要経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う 職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,330,000円</u> ※ (略)	(略)	
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 <u>1,451,000円</u> ※ (略)	(略)	
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1市町村当たり年額 <u>4,133,000円</u> ※ (略)	(略)	
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 (略)	(略)	
	放課後児童健全育成事業 (その他分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (略)	(略)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) (略)	(略)	
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア (略) イ (略) ウ 緊急一時保護の <u>母親</u> 年間延べ日数 × 1,200円 エ居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 ※ ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額 ア (略) イ (略) ウ 緊急一時保護の <u>母親</u> 年間延べ日数 × 600円	子育て短期支援事業の実施経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア(略) イ(略) ウ居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円</p> <p>※ 養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額 ア(略) イ(略)</p> <p>(3)実施施設における専従職員の配置に要する費用 1施設当たり年額 6,497,000円</p> <p>※ 次の要件を満たす施設に適用する。 ①子育て短期支援事業の専従職員として、1名以上を配置すること(施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。) ②子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受け入れを拒否しないこと。 ③都道府県、児童相談所、市町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること</p> <p>※ (3)の専従職員配置月数(1月に満たない端数を生じたときには、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「配置月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>※ 1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) 1施設当たり年額 4,000,000円 ※ 当該年度に支払われたものに限る。 ※ (略)</p>		
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 (1)ケース対応会議の開催 (2)養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業をいずれも実施している市町村</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 (略)</p>	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>(削除)</p> <p>1 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア(略) イ(略) ウ居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円</p> <p>※ ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額</p> <p>ア(略) イ(略)</p> <p>(新規)</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円 ※ 令和5年度に支払われたものに限る。 ※ (略)</p>		
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 (1)ケース対応会議の開催 (2)養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村 ・育児・家事援助 ・専門的相談支援</p> <p>※ 「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日文科科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の別紙「安心こども基金管理運営要領」の別添31に規定する「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を実施した場合は、養育支援訪問事業において「育児・家事援助」を行ったものとみなす。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 (略)</p>	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(削除)		
子ども を守る 地域 ネット ワーク 機能強 化事業	子ども を守る 地域 ネット ワーク 機能強 化事業	(略)	(略)	
子育て 世帯訪 問支援 事業	子育て 世帯訪 問支援 事業	<p>1 訪問支援費</p> <p>(1) 訪問支援費</p> <p>ア 基本分</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × 1,500円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。</p> <p>(ア) 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者)</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × 1,500円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(ア)に掲げる者を除く。))</p> <p>① 1世帯当たり年間96時間まで</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × 1,500円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間96時間超</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × 1,200円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × 740円</p> <p>(ウ) 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者(ア)及び(イ)に掲げる者を除く。))</p> <p>① 1世帯当たり年間48時間まで</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × 1,500円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間48時間超</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × 900円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × 560円</p> <p>(2) 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費 (8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合)</p> <p style="text-align: right;">1市町村当たり年額 360,000円</p> <p>2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費</p> <p style="text-align: right;">1事業所当たり年額 564,000円</p>	子育て 世帯訪 問支援 事業の 実施に 必要な 経費	
児童育 成支援 拠点事 業	児童育 成支援 拠点事 業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本分</p> <p>ア 週3日型 1事業所当たり年額 9,516,000円</p> <p>イ 週4日型 1事業所当たり年額 12,688,000円</p> <p>ウ 週5日型 1事業所当たり年額 15,854,000円</p>	児童育 成支援 拠点事 業の 実施に 必要な 経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 1市町村当たり 564,000円		
子ども を守る 地域 ネット ワーク 機能強 化事業	子ども を守る 地域 ネット ワーク 機能強 化事業	(略)	(略)	
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(2) 加算分</p> <p>ア ソーシャルワーク専門職員配置加算 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295,000円</p> <p>イ 心理療法担当職員配置加算 メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295,000円</p> <p>ウ 送迎加算 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施 (ア) 週3日型 1事業所当たり年額 870,000円 (イ) 週4日型 1事業所当たり年額 1,161,000円 (ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 1,451,000円</p> <p>エ 長時間開所加算(1事業所当たり年額) (ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 567,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 756,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 944,000円 (イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 135,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 180,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 225,000円</p> <p>オ 賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>※ 1事業所に対し、複数市町村で実施する場合は、事業実施に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) 1事業所当たり年額 4,000,000円 ※ 当該年度に支払われたものに限る。</p>	費	
親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	<p>1 親子関係形成支援プログラムの実施</p> <p>ア 基本分 1プログラムにおける回数(講座数)で算出 (ア) 全4回 年間実施プログラム数 × 88,400円 (イ) 全5回 年間実施プログラム数 × 110,500円 (ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × 132,600円 (エ) 全7回 年間実施プログラム数 × 154,700円 (オ) 全8回 年間実施プログラム数 × 176,800円 (カ) 全9回 年間実施プログラム数 × 198,900円 (キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × 221,000円</p> <p>※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が22,100円増加。 ※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、(キ)と同額とする。</p> <p>イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 (ア) 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者) 年間延べ利用回数 × 2,210円</p>	親子関係形成支援事業の必要な経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
(新規)	(新規)	(新規)		(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(ア)に掲げる者を除く。)) 年間延べ利用回数 × 1,770円</p> <p>(ウ) 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者(ア)及び(イ)に掲げる者を除く。)) 年間延べ利用回数 × 1,330円</p> <p>※ 延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じたものとする(例えば、全4回のプログラムを5人利用し、全5回のプログラムを2人利用する場合は、30回とする)。なお、一部欠席した場合も回数に含めて差し支えないが、全て欠席した場合は、含めることはできない</p> <p>2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援 親子関係形成支援プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。対象者は、親子関係形成支援プログラムの実施のために資格等の取得や研修等の受講が必要な者とする。なお、資格取得者等に対して親子関係形成支援プログラムへの積極的な従事を要件として設定すること。 1市町村当たり年額 × 100,000円</p>		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1)一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(7)3~4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員を合計3名以上配置する場合 6,096,000円 職員を合計2名配置する場合 4,496,000円 <p>(イ)5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤職員を配置する場合 8,714,000円 非常勤職員のみを配置する場合 5,521,000円 <p>(ウ)6日型</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤職員を配置する場合 9,739,000円 非常勤職員のみを配置する場合 6,946,000円 <p>(エ)7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤職員を配置する場合 10,772,000円 非常勤職員のみを配置する場合 7,978,000円 <p>※ (イ)~(エ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>(7)子育て支援活動の展開を図る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 3~4日型 1,653,000円 5日型 3,247,000円 6~7日型 2,847,000円 <p>(イ)地域支援 1,592,000円</p> <p>(ウ)特別支援対応加算 1,111,000円</p> <p>(エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円</p> <p>(オ)育児参加促進講習休日実施加算 425,000円</p> <p>(2)出張ひろば 1,646,000円</p> <p>(3)小規模型指定施設</p> <p>ア 基本分 3,187,000円</p> <p>イ 加算分 1,594,000円</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1)一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(7)3~4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員を合計3名以上配置する場合 5,940,000円 職員を合計2名配置する場合 4,392,000円 <p>(イ)5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤職員を配置する場合 8,639,000円 非常勤職員のみを配置する場合 5,391,000円 <p>(ウ)6~7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤職員を配置する場合 9,251,000円 非常勤職員のみを配置する場合 6,390,000円 <p>(新規)</p> <p>※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>(7)子育て支援活動の展開を図る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 3~4日型 1,601,000円 5日型 3,302,000円 6~7日型 2,915,000円 <p>(イ)地域支援 1,553,000円</p> <p>(ウ)特別支援対応加算 1,085,000円</p> <p>(エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円</p> <p>(オ)育児参加促進講習休日実施加算 412,000円</p> <p>(2)出張ひろば 1,620,000円</p> <p>(3)小規模型指定施設</p> <p>ア 基本分 3,112,000円</p> <p>イ 加算分 1,556,000円</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(4)連携型 ア 基本分 3～4日型 2,075,000円 5～7日型 3,257,000円 イ 加算分 (7)地域の子育て力を高める取組 498,000円 (イ)特別支援対応加算 1,111,000円 (ウ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円 (エ)育児参加促進講習休日実施加算 425,000円 ※ (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1)(2)とも令和6年度に支払われたものに限る。		

一時預 かり事 業	一時預 かり事 業 (一般 分)	1 運営費 (1)一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (7)基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童 数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的 保育者と同等の研修を修了した者の場合。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,833,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,105,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,321,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,797,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,273,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,749,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,225,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,701,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>12,177,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,653,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>15,129,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>16,605,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>18,081,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>19,557,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>21,033,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>22,509,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,985,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>25,461,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>26,937,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>28,413,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>29,889,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>31,365,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>32,841,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>34,317,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>35,793,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>37,269,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>38,745,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>40,221,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>41,697,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>43,173,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>44,649,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>46,125,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>47,601,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>49,077,000円</td></tr> </tbody> </table> ※20,100人以上の場合は別途協議	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,833,000円	300人以上900人未満	3,105,000円	900人以上1,500人未満	3,321,000円	1,500人以上2,100人未満	4,797,000円	2,100人以上2,700人未満	6,273,000円	2,700人以上3,300人未満	7,749,000円	3,300人以上3,900人未満	9,225,000円	3,900人以上4,500人未満	10,701,000円	4,500人以上5,100人未満	12,177,000円	5,100人以上5,700人未満	13,653,000円	5,700人以上6,300人未満	15,129,000円	6,300人以上6,900人未満	16,605,000円	6,900人以上7,500人未満	18,081,000円	7,500人以上8,100人未満	19,557,000円	8,100人以上8,700人未満	21,033,000円	8,700人以上9,300人未満	22,509,000円	9,300人以上9,900人未満	23,985,000円	9,900人以上10,500人未満	25,461,000円	10,500人以上11,100人未満	26,937,000円	11,100人以上11,700人未満	28,413,000円	11,700人以上12,300人未満	29,889,000円	12,300人以上12,900人未満	31,365,000円	12,900人以上13,500人未満	32,841,000円	13,500人以上14,100人未満	34,317,000円	14,100人以上14,700人未満	35,793,000円	14,700人以上15,300人未満	37,269,000円	15,300人以上15,900人未満	38,745,000円	15,900人以上16,500人未満	40,221,000円	16,500人以上17,100人未満	41,697,000円	17,100人以上17,700人未満	43,173,000円	17,700人以上18,300人未満	44,649,000円	18,300人以上18,900人未満	46,125,000円	18,900人以上19,500人未満	47,601,000円	19,500人以上20,100人未満	49,077,000円	(略)	
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	2,833,000円																																																																									
300人以上900人未満	3,105,000円																																																																									
900人以上1,500人未満	3,321,000円																																																																									
1,500人以上2,100人未満	4,797,000円																																																																									
2,100人以上2,700人未満	6,273,000円																																																																									
2,700人以上3,300人未満	7,749,000円																																																																									
3,300人以上3,900人未満	9,225,000円																																																																									
3,900人以上4,500人未満	10,701,000円																																																																									
4,500人以上5,100人未満	12,177,000円																																																																									
5,100人以上5,700人未満	13,653,000円																																																																									
5,700人以上6,300人未満	15,129,000円																																																																									
6,300人以上6,900人未満	16,605,000円																																																																									
6,900人以上7,500人未満	18,081,000円																																																																									
7,500人以上8,100人未満	19,557,000円																																																																									
8,100人以上8,700人未満	21,033,000円																																																																									
8,700人以上9,300人未満	22,509,000円																																																																									
9,300人以上9,900人未満	23,985,000円																																																																									
9,900人以上10,500人未満	25,461,000円																																																																									
10,500人以上11,100人未満	26,937,000円																																																																									
11,100人以上11,700人未満	28,413,000円																																																																									
11,700人以上12,300人未満	29,889,000円																																																																									
12,300人以上12,900人未満	31,365,000円																																																																									
12,900人以上13,500人未満	32,841,000円																																																																									
13,500人以上14,100人未満	34,317,000円																																																																									
14,100人以上14,700人未満	35,793,000円																																																																									
14,700人以上15,300人未満	37,269,000円																																																																									
15,300人以上15,900人未満	38,745,000円																																																																									
15,900人以上16,500人未満	40,221,000円																																																																									
16,500人以上17,100人未満	41,697,000円																																																																									
17,100人以上17,700人未満	43,173,000円																																																																									
17,700人以上18,300人未満	44,649,000円																																																																									
18,300人以上18,900人未満	46,125,000円																																																																									
18,900人以上19,500人未満	47,601,000円																																																																									
19,500人以上20,100人未満	49,077,000円																																																																									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(4)連携型 ア 基本分 3～4日型 2,026,000円 5～7日型 3,192,000円 イ 加算分 (7)地域の子育て力を高める取組 491,000円 (イ)特別支援対応加算 1,085,000円 (ウ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円 (エ)育児参加促進講習休日実施加算 412,000円 ※ (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。		

一時預 かり事 業	一時預 かり事 業 (一般 分)	1 運営費 (1)一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (7)基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童 数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的 保育者と同等の研修を修了した者の場合。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,751,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,051,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,267,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,719,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,171,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,623,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,075,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,527,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,979,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,431,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,883,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>16,335,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,787,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>19,239,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>20,691,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>22,143,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,595,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>25,047,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>26,499,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>27,951,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>29,403,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>30,855,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>32,307,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>33,759,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>35,211,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>36,663,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>38,115,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>39,567,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>41,019,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>42,471,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>43,923,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>45,375,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>46,827,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>48,279,000円</td></tr> </tbody> </table> ※20,100人以上の場合は別途協議	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,751,000円	300人以上900人未満	3,051,000円	900人以上1,500人未満	3,267,000円	1,500人以上2,100人未満	4,719,000円	2,100人以上2,700人未満	6,171,000円	2,700人以上3,300人未満	7,623,000円	3,300人以上3,900人未満	9,075,000円	3,900人以上4,500人未満	10,527,000円	4,500人以上5,100人未満	11,979,000円	5,100人以上5,700人未満	13,431,000円	5,700人以上6,300人未満	14,883,000円	6,300人以上6,900人未満	16,335,000円	6,900人以上7,500人未満	17,787,000円	7,500人以上8,100人未満	19,239,000円	8,100人以上8,700人未満	20,691,000円	8,700人以上9,300人未満	22,143,000円	9,300人以上9,900人未満	23,595,000円	9,900人以上10,500人未満	25,047,000円	10,500人以上11,100人未満	26,499,000円	11,100人以上11,700人未満	27,951,000円	11,700人以上12,300人未満	29,403,000円	12,300人以上12,900人未満	30,855,000円	12,900人以上13,500人未満	32,307,000円	13,500人以上14,100人未満	33,759,000円	14,100人以上14,700人未満	35,211,000円	14,700人以上15,300人未満	36,663,000円	15,300人以上15,900人未満	38,115,000円	15,900人以上16,500人未満	39,567,000円	16,500人以上17,100人未満	41,019,000円	17,100人以上17,700人未満	42,471,000円	17,700人以上18,300人未満	43,923,000円	18,300人以上18,900人未満	45,375,000円	18,900人以上19,500人未満	46,827,000円	19,500人以上20,100人未満	48,279,000円	(略)	
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	2,751,000円																																																																									
300人以上900人未満	3,051,000円																																																																									
900人以上1,500人未満	3,267,000円																																																																									
1,500人以上2,100人未満	4,719,000円																																																																									
2,100人以上2,700人未満	6,171,000円																																																																									
2,700人以上3,300人未満	7,623,000円																																																																									
3,300人以上3,900人未満	9,075,000円																																																																									
3,900人以上4,500人未満	10,527,000円																																																																									
4,500人以上5,100人未満	11,979,000円																																																																									
5,100人以上5,700人未満	13,431,000円																																																																									
5,700人以上6,300人未満	14,883,000円																																																																									
6,300人以上6,900人未満	16,335,000円																																																																									
6,900人以上7,500人未満	17,787,000円																																																																									
7,500人以上8,100人未満	19,239,000円																																																																									
8,100人以上8,700人未満	20,691,000円																																																																									
8,700人以上9,300人未満	22,143,000円																																																																									
9,300人以上9,900人未満	23,595,000円																																																																									
9,900人以上10,500人未満	25,047,000円																																																																									
10,500人以上11,100人未満	26,499,000円																																																																									
11,100人以上11,700人未満	27,951,000円																																																																									
11,700人以上12,300人未満	29,403,000円																																																																									
12,300人以上12,900人未満	30,855,000円																																																																									
12,900人以上13,500人未満	32,307,000円																																																																									
13,500人以上14,100人未満	33,759,000円																																																																									
14,100人以上14,700人未満	35,211,000円																																																																									
14,700人以上15,300人未満	36,663,000円																																																																									
15,300人以上15,900人未満	38,115,000円																																																																									
15,900人以上16,500人未満	39,567,000円																																																																									
16,500人以上17,100人未満	41,019,000円																																																																									
17,100人以上17,700人未満	42,471,000円																																																																									
17,700人以上18,300人未満	43,923,000円																																																																									
18,300人以上18,900人未満	45,375,000円																																																																									
18,900人以上19,500人未満	46,827,000円																																																																									
19,500人以上20,100人未満	48,279,000円																																																																									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																																						
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,833,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>2,979,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,200,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,622,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,044,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,466,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,888,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,310,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,732,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,154,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,576,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>15,998,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,420,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>18,842,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>20,264,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>21,686,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,108,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>24,530,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>25,952,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>27,374,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>28,796,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>30,218,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>31,640,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>33,062,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>34,484,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>35,906,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>37,328,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>38,750,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>40,172,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>41,594,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>43,016,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>44,438,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>45,860,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>47,282,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※20,100人以上の場合は別途協議</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～エ(略)</p> <p><u>オ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1,500円 <p>※ オは緊急一時預かりを除く。</p> <p>(2) 幼稚園型Ⅰ ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額) (ア)～(オ) (略)</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②次のいずれかの要件を満たしていること a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること b 3以上の市町村から園児を受け入れていること c 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施していること</p>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,833,000円	300人以上900人未満	2,979,000円	900人以上1,500人未満	3,200,000円	1,500人以上2,100人未満	4,622,000円	2,100人以上2,700人未満	6,044,000円	2,700人以上3,300人未満	7,466,000円	3,300人以上3,900人未満	8,888,000円	3,900人以上4,500人未満	10,310,000円	4,500人以上5,100人未満	11,732,000円	5,100人以上5,700人未満	13,154,000円	5,700人以上6,300人未満	14,576,000円	6,300人以上6,900人未満	15,998,000円	6,900人以上7,500人未満	17,420,000円	7,500人以上8,100人未満	18,842,000円	8,100人以上8,700人未満	20,264,000円	8,700人以上9,300人未満	21,686,000円	9,300人以上9,900人未満	23,108,000円	9,900人以上10,500人未満	24,530,000円	10,500人以上11,100人未満	25,952,000円	11,100人以上11,700人未満	27,374,000円	11,700人以上12,300人未満	28,796,000円	12,300人以上12,900人未満	30,218,000円	12,900人以上13,500人未満	31,640,000円	13,500人以上14,100人未満	33,062,000円	14,100人以上14,700人未満	34,484,000円	14,700人以上15,300人未満	35,906,000円	15,300人以上15,900人未満	37,328,000円	15,900人以上16,500人未満	38,750,000円	16,500人以上17,100人未満	40,172,000円	17,100人以上17,700人未満	41,594,000円	17,700人以上18,300人未満	43,016,000円	18,300人以上18,900人未満	44,438,000円	18,900人以上19,500人未満	45,860,000円	19,500人以上20,100人未満	47,282,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	2,833,000円																																																																									
300人以上900人未満	2,979,000円																																																																									
900人以上1,500人未満	3,200,000円																																																																									
1,500人以上2,100人未満	4,622,000円																																																																									
2,100人以上2,700人未満	6,044,000円																																																																									
2,700人以上3,300人未満	7,466,000円																																																																									
3,300人以上3,900人未満	8,888,000円																																																																									
3,900人以上4,500人未満	10,310,000円																																																																									
4,500人以上5,100人未満	11,732,000円																																																																									
5,100人以上5,700人未満	13,154,000円																																																																									
5,700人以上6,300人未満	14,576,000円																																																																									
6,300人以上6,900人未満	15,998,000円																																																																									
6,900人以上7,500人未満	17,420,000円																																																																									
7,500人以上8,100人未満	18,842,000円																																																																									
8,100人以上8,700人未満	20,264,000円																																																																									
8,700人以上9,300人未満	21,686,000円																																																																									
9,300人以上9,900人未満	23,108,000円																																																																									
9,900人以上10,500人未満	24,530,000円																																																																									
10,500人以上11,100人未満	25,952,000円																																																																									
11,100人以上11,700人未満	27,374,000円																																																																									
11,700人以上12,300人未満	28,796,000円																																																																									
12,300人以上12,900人未満	30,218,000円																																																																									
12,900人以上13,500人未満	31,640,000円																																																																									
13,500人以上14,100人未満	33,062,000円																																																																									
14,100人以上14,700人未満	34,484,000円																																																																									
14,700人以上15,300人未満	35,906,000円																																																																									
15,300人以上15,900人未満	37,328,000円																																																																									
15,900人以上16,500人未満	38,750,000円																																																																									
16,500人以上17,100人未満	40,172,000円																																																																									
17,100人以上17,700人未満	41,594,000円																																																																									
17,700人以上18,300人未満	43,016,000円																																																																									
18,300人以上18,900人未満	44,438,000円																																																																									
18,900人以上19,500人未満	45,860,000円																																																																									
19,500人以上20,100人未満	47,282,000円																																																																									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																																						
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,751,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>2,934,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,146,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,544,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,942,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,340,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,738,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,136,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,534,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>12,932,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,330,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>15,728,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,126,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>18,524,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>19,922,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>21,320,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>22,718,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>24,116,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>25,514,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>26,912,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>28,310,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>29,708,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>31,106,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>32,504,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>33,902,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>35,300,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>36,698,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>38,096,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>39,494,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>40,892,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>42,290,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>43,688,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>45,086,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>46,484,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※20,100人以上の場合は別途協議</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～エ(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 幼稚園型Ⅰ ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額) (ア)～(オ) (略)</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること</p>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,751,000円	300人以上900人未満	2,934,000円	900人以上1,500人未満	3,146,000円	1,500人以上2,100人未満	4,544,000円	2,100人以上2,700人未満	5,942,000円	2,700人以上3,300人未満	7,340,000円	3,300人以上3,900人未満	8,738,000円	3,900人以上4,500人未満	10,136,000円	4,500人以上5,100人未満	11,534,000円	5,100人以上5,700人未満	12,932,000円	5,700人以上6,300人未満	14,330,000円	6,300人以上6,900人未満	15,728,000円	6,900人以上7,500人未満	17,126,000円	7,500人以上8,100人未満	18,524,000円	8,100人以上8,700人未満	19,922,000円	8,700人以上9,300人未満	21,320,000円	9,300人以上9,900人未満	22,718,000円	9,900人以上10,500人未満	24,116,000円	10,500人以上11,100人未満	25,514,000円	11,100人以上11,700人未満	26,912,000円	11,700人以上12,300人未満	28,310,000円	12,300人以上12,900人未満	29,708,000円	12,900人以上13,500人未満	31,106,000円	13,500人以上14,100人未満	32,504,000円	14,100人以上14,700人未満	33,902,000円	14,700人以上15,300人未満	35,300,000円	15,300人以上15,900人未満	36,698,000円	15,900人以上16,500人未満	38,096,000円	16,500人以上17,100人未満	39,494,000円	17,100人以上17,700人未満	40,892,000円	17,700人以上18,300人未満	42,290,000円	18,300人以上18,900人未満	43,688,000円	18,900人以上19,500人未満	45,086,000円	19,500人以上20,100人未満	46,484,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	2,751,000円																																																																									
300人以上900人未満	2,934,000円																																																																									
900人以上1,500人未満	3,146,000円																																																																									
1,500人以上2,100人未満	4,544,000円																																																																									
2,100人以上2,700人未満	5,942,000円																																																																									
2,700人以上3,300人未満	7,340,000円																																																																									
3,300人以上3,900人未満	8,738,000円																																																																									
3,900人以上4,500人未満	10,136,000円																																																																									
4,500人以上5,100人未満	11,534,000円																																																																									
5,100人以上5,700人未満	12,932,000円																																																																									
5,700人以上6,300人未満	14,330,000円																																																																									
6,300人以上6,900人未満	15,728,000円																																																																									
6,900人以上7,500人未満	17,126,000円																																																																									
7,500人以上8,100人未満	18,524,000円																																																																									
8,100人以上8,700人未満	19,922,000円																																																																									
8,700人以上9,300人未満	21,320,000円																																																																									
9,300人以上9,900人未満	22,718,000円																																																																									
9,900人以上10,500人未満	24,116,000円																																																																									
10,500人以上11,100人未満	25,514,000円																																																																									
11,100人以上11,700人未満	26,912,000円																																																																									
11,700人以上12,300人未満	28,310,000円																																																																									
12,300人以上12,900人未満	29,708,000円																																																																									
12,900人以上13,500人未満	31,106,000円																																																																									
13,500人以上14,100人未満	32,504,000円																																																																									
14,100人以上14,700人未満	33,902,000円																																																																									
14,700人以上15,300人未満	35,300,000円																																																																									
15,300人以上15,900人未満	36,698,000円																																																																									
15,900人以上16,500人未満	38,096,000円																																																																									
16,500人以上17,100人未満	39,494,000円																																																																									
17,100人以上17,700人未満	40,892,000円																																																																									
17,700人以上18,300人未満	42,290,000円																																																																									
18,300人以上18,900人未満	43,688,000円																																																																									
18,900人以上19,500人未満	45,086,000円																																																																									
19,500人以上20,100人未満	46,484,000円																																																																									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること イ～ウ(略) (3)幼稚園型Ⅱ(児童1人当たり日額) (略) (4)余裕活用型(児童1人当たり日額) ア～イ(略) ウ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) ・生活保護法による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1,500円 (5)居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア～ウ(略) エ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) ・生活保護法による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1,500円 ※ エは緊急一時預かりを除く。 (6)災害特例型 (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1)(2)とも令和6年度に支払われたものに限る。 ※ (略) ※ (略)		
	一時預 かり事 業(その 他分)	(略)	(略)	
病児保 育事業	病児保 育事業 (特定 分・一 般分・ 事業 費)	1 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 8,443,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ (略) (2)加算分 (略) (3)普及定着促進費(開設準備経費) ア(略) イ(略) ※ ア及びイとも令和6年度に支払われたものに限る。 2 病後児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 7,028,000円 うち改善分 2,225,000円 ※ (略) (2)加算分 (略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること イ～ウ(略) (3)幼稚園型Ⅱ(児童1人当たり日額) (略) (4)余裕活用型(児童1人当たり日額) ア～イ(略) (新規) (5)居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア～ウ(略) (新規) (6)災害特例型 (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。 ※ (略) ※ (略)		
	一時預 かり事 業(その 他分)	(略)	(略)	
病児保 育事業	病児保 育事業 (特定 分・一 般分・ 事業 費)	1 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 7,037,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ (略) (2)加算分 (略) (3)普及定着促進費(開設準備経費) ア(略) イ(略) ※ ア及びイとも令和5年度に支払われたものに限る。 2 病後児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 5,187,000円 うち改善分 2,225,000円 ※ (略) (2)加算分 (略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合															
		(3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア(略) イ(略) ※ ア及びイとも令和5年度に支払われたものに限る。 3 体調不良児対応型(略) 4 非施設型(訪問型)(略)																	
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)																
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1) 基本事業(略) (2) 病児・緊急対応強化事業(略) (3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算(略) (4) 預かり手増加のための取組加算 (ア) 出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合の加算 1,200,000円 (イ) 預かりを行う会員数の増加等に応じた加算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>預かりを行う会員数(前年度値)</th> <th>増加数・割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19人以下</td> <td>2人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>20人～99人</td> <td>1割以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>100人～199人</td> <td>1割以上</td> <td>1,300,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>20人以上</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ (略) (5) 提供会員の定着促進加算 500,000円 (6) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 1,500,000円 2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1)(2)とも令和6年度に支払われたものに限る。	預かりを行う会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人～99人	1割以上	1,000,000円	100人～199人	1割以上	1,300,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円	(略)	
預かりを行う会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額																	
19人以下	2人以上	500,000円																	
20人～99人	1割以上	1,000,000円																	
100人～199人	1割以上	1,300,000円																	
200人以上	20人以上	1,500,000円																	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合												
		(3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア(略) イ(略) ※ ア及びイとも令和5年度に支払われたものに限る。 3 体調不良児対応型(略) 4 非施設型(訪問型)(略)														
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)													
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1) 基本事業(略) (2) 病児・緊急対応強化事業(略) (3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算(略) (4) 預かり手増加のための取組加算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>預かりを行う会員数(前年度値)</th> <th>増加数・割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19人以下</td> <td>2人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>20人～199人</td> <td>1割以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>20人以上</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ (略) (新規) (5) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 1,500,000円 2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。	預かりを行う会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人～199人	1割以上	1,000,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円	(略)	
預かりを行う会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額														
19人以下	2人以上	500,000円														
20人～199人	1割以上	1,000,000円														
200人以上	20人以上	1,500,000円														

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
子ども子育て支援法に基づく地域子ども子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)	(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合												
利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1	<p>利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>300,000円</p> <p>イ 延長保育事業</p> <table border="1"> <tr><td>定員19人以下</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>定員20人以上59人以下</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>定員60人以上</td><td>250,000円</td></tr> </table> <p>ウ 放課後児童健全育成事業</p> <table border="1"> <tr><td>定員19人以下</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>定員20人以上59人以下</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>定員60人以上</td><td>500,000円</td></tr> </table> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。)が発生した場合(令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。)に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費に限る。</p> <p>ア 緊急時の職員確保に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用 <p>イ 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒掃除費用等 <p>※ 感染症対策計画の策定や職員の体調管理等、感染拡大防止に努めること。</p> <p>(2) 感染症対策のための改修 1,000,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る。</p>	定員19人以下	150,000円	定員20人以上59人以下	200,000円	定員60人以上	250,000円	定員19人以下	300,000円	定員20人以上59人以下	400,000円	定員60人以上	500,000円	<p>新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)</p>	
定員19人以下	150,000円															
定員20人以上59人以下	200,000円															
定員60人以上	250,000円															
定員19人以下	300,000円															
定員20人以上59人以下	400,000円															
定員60人以上	500,000円															
	2	<p>利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業</p> <p>ICT化推進事業(令和4年度第2次補正予算分)</p> <p>(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>(2) 研修のオンライン化</p> <p>(1)、(2)の合計 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p>	<p>ICT化推進事業(令和4年度第2次補正予算分)の実施に必要な経費</p>													

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)(特例措置分)	1 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)	(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2)研修のオンライン化 (1)、(2)の合計 500,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、 <u>親子関係形成支援事業</u> 、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ (略) (3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、 <u>親子関係形成支援事業</u> 、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ (略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。		
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)(特例措置分) <u>(2)</u>	3 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)	(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2)研修のオンライン化 (1)、(2)の合計 500,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ (略) (3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ (略)	(略)	

Ⅱ. 「こどもまんなか 児童福祉週間」について

「こどもまんなか 児童福祉週間」について

1. 趣旨について

こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間で「こどもまんなか 児童福祉週間」(5月5日～11日)と定め、国、都道府県、市区町村等が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知とこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

なお、5月を中心に実施予定のこども関連の取組をまとめて、集中的かつ効果的に広報していくこととなったため、令和6年度より名称を「こどもまんなか 児童福祉週間」に変更する。

2. 「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語について

「こどもまんなか 児童福祉週間」の理念を広く啓発する標語の全国募集(令和5年8月1日～9月30日)に際しては、広く周知いただく等のご協力をいただき御礼申し上げます。

当該期間中に4,939点の応募があり選考の結果、次の作品を令和6年度「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語に決定した。

【令和6年度「こどもまんなか 児童福祉週間」標語】

すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ (香川県 6歳)

この標語は、「こどもまんなか 児童福祉週間」の象徴として、広報・啓発ポスターやホームページ等で広く周知することとしていることから、管内市区町村への周知や啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、「こどもまんなか 児童福祉週間」の趣旨等の普及について協力をお願いしたい。

「こどもまんなか 児童福祉週間」の概要

【趣旨】

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定めて、こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種取り組みを展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知とこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしている。（※昭和22年5月より毎年実施）

【令和6年度児童福祉週間標語】

「すきなこと どんどんふやして おおきなあれ」（香川県 6歳）
◆応募期間：令和5年8月1日～9月30日 ◆応募総数：4,939点

【期間】

毎年、5月5日の「こどもの日」から5月11日までの1週間
（※地域の実情による期間の延長（5月末日まで）可）

【主唱団体】

こども家庭庁、（福）全国社会福祉協議会、（公財）児童育成協会

【関係省庁等における取組】

<国>

- ①「こどもまんなか 児童福祉週間」標語の募集・選定・表彰（S38～）
- ②児童福祉文化賞の発表・表彰（S34～）
- ③こいのぼり掲揚式等の実施（S33～）
- ④中央省庁のこいのぼり掲揚（13省庁で実施）
- ⑤国営昭和記念公園等の施設で無料入園等を実施 等

<地方公共団体>

- ①広報活動
- ②大会・イベント等
- ③独自の標語募集
- ④こいのぼり掲揚 等

<民間団体>

- ①児童福祉施設関係者によるこいのぼり掲揚式
- ②こどもの国等の施設で無料入園等を実施 等



令和5年度 児童福祉週間標語ポスター
※令和6年度ポスターは作成中

令和5年度 中央省庁等における児童福祉週間の取組

(1) こども家庭庁における取組

①こどもたちによる「こいのぼり」の掲揚と、「児童福祉週間」標語募集での最優秀作品受賞者の表彰式

○期 日:令和5年4月24日(月)

○場 所:新霞が関ビル前広場

○内 容:ア 保育園児と来賓者による「こいのぼり」の掲揚

イ 令和5年度「児童福祉週間」標語の最優秀作品受賞者の表彰式



②「児童福祉文化賞」表彰式

○期 日:令和5年5月8日(月)

○内 容:児童福祉文化の振興を図るため、優れた児童福祉文化財への表彰を行う



(2) 中央省庁等における取組

①「こいのぼり」の掲揚

4月24日(月)～5月11日(木)までの期間において、内閣官房、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、最高裁判所、国立国会図書館国際子ども図書館の各庁舎において、こいのぼり(日本鯉のぼり協会より寄贈)を掲揚。

②国営公園等の無料入園等の実施

- ・国営滝野すずらん丘陵公園(北海道札幌市)
- ・国営みちのく杜の湖畔公園(宮城県柴田郡川崎町)
- ・国営常陸海浜公園(茨城県ひたちなか市)
- ・国営武蔵丘陵森林公園(埼玉県比企郡滑川町、熊谷市)
- ・国営昭和記念公園(東京都立川市、昭島市)
- ・国営越後丘陵公園(新潟県長岡市)
- ・国営アルプスあづみの公園(長野県安曇野市、大町市、北安曇郡松川村)
- ・国営明石海峡公園(兵庫県神戸市、淡路市)
- ・国営備北丘陵公園(広島県庄原市)
- ・国営讃岐まんのう公園(香川県仲多度郡まんのう町)
- ・国営海の中道海浜公園(福岡県福岡市)
- ・国営吉野ヶ里歴史公園(佐賀県神崎市、神埼郡吉野ヶ里町)
- ・国営沖縄記念公園(沖縄県国頭郡本部町、那覇市)
- ・新宿御苑(東京都新宿区)
- ・森林総合研究所多摩森林科学園(東京都八王子市)
- ・こどもの国(神奈川県横浜市)
- ・会津鉄道会津線(福島県西若松～会津高原尾瀬口)
- ・MOA美術館(静岡県熱海市)
- ・鴨川シーワールド(千葉県鴨川市)
- ・神戸海洋博物館(兵庫県神戸市)
- ・琴平海洋博物館(香川県仲多度郡琴平町)
- ・日本平ロープウェイ(静岡県静岡市)
- ・さる園・野草園(東京都八王子市)
- ・つくばエキスポセンター(茨城県つくば市)
- ・東武博物館(東京都墨田区)
- ・切手の博物館(東京都豊島区)

Ⅲ. 児童福祉文化財等について

児童福祉文化財等について

1. 推薦について

児童福祉文化財とは、こどもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、こどもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、こども家庭審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカル等の舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。

推薦は、昭和26年から毎年行われており、令和5年度からは、こども家庭審議会児童福祉文化分科会にて審議され、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で48作品が推薦された。

2. 広報・啓発について

こども家庭庁では、児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」にまとめ、その一覧をホームページ等に掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介する「こどもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。

各地方公共団体においても、こども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等に広く周知していただくようお願いしたい。

3. 児童福祉文化賞の発表および表彰式について

児童福祉文化賞は、昭和34年に児童福祉週間を記念して、児童福祉文化の振興を図るため、「優れた児童福祉文化財に対して大臣表彰を行う」ものとして設けられたものである。こども家庭審議会児童福祉文化分科会において、推薦された児童福祉文化財の中から、特に優れた作品を選定し、児童福祉文化賞および児童福祉文化賞推薦作品の表彰を行っている。

こども家庭審議会推薦児童福祉文化財の概要

1. こども家庭審議会による児童福祉文化財推薦

こども家庭審議会では、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第9項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。

※令和5年4月に厚生労働省の社会保障審議会からこども家庭庁のこども家庭審議会に移管されたが、昭和26年より児童福祉文化財の推薦を実施している。

児童福祉法（抄）
第8条第9項
こども家庭審議会、社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2. 児童福祉文化財の推薦業務

児童福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため3つの「委員会」を設置して審議、推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

- 出版物委員会 図書等
- 舞台芸術委員会 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等
- 映像・メディア等委員会 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

3. 推薦基準

- ・児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

4. 令和5年度推薦数

	出版物	舞台芸術	映像・メディア等	計
推薦	28	8	8	38
うち特別推薦	9	2	3	12

5. 広報・啓発

児童福祉文化財の広報・啓発ポスター、年報等を制作し、こども家庭庁HPおよびSNS等で発信し、広報・啓発に取り組んでいる。

令和5年度児童福祉文化賞受賞作品

■ 児童福祉文化賞



児童福祉文化賞 出版物部門

笹森くんのスカート

● 内容概要

高校1年2学期の始業式にクラスの人気者の笹森くんがスカートをはいて颯爽と現れた。
学校はジェンダーフリーの制服を導入したばかりでスラックスを選ぶ女子もいたが、いったいなぜ彼がスカートなのか。それほど親しくない級友達がそれぞれの観点で「理由」についてさまざまな憶測を始める。だがその理由は意外なものだった。

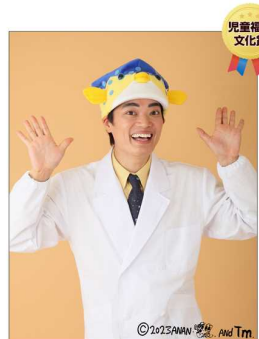


児童福祉文化賞 舞台芸術部門

ギャング・エイジ

● 内容概要

主人公エイジは、元気で人気者な小学4年生。
ある日、偶然が重なり、エイジは「らんぼうもの」のレッテルを貼られてしまう。突然のことにどうしていいかわからなくなったエイジは、学校から逃げ出してしまう。
行き着いた先で、中学生のイサオと出会い、彼の生き様を肌で感じたエイジは、カッコいいギャングを志す。
そんな“ギャング”エイジが、持ち前の明るさと発想力で事件を解決し、友人達と共に未来へと突き進んでいく物語。



児童福祉文化賞 特別部門

「児童福祉文化の普及・啓発に貢献してきた活動」

さかなクン

児童福祉週間のこいのぼり掲揚式への出席、子ども向け講座の開催、こども霞が関見学デーへの出演など中央省庁の取り組みに積極的に協力し、児童福祉文化へ貢献してきた

■ 児童福祉文化賞推薦作品

部門	作品名等	受賞者	
出版物部門	ぼくは川のように話す	株式会社偕成社	
	命の境界線 保護されるシカと駆除される鹿	合同出版株式会社	
	火星は・・・	株式会社あすなろ書房	
	人と動物の日本史図鑑 ① 旧石器時代から弥生時代 ② 古墳時代から安土桃山時代 ③ 江戸時代 ④ 明治時代から昭和時代前期 ⑤ 昭和時代後期から令和時代	株式会社少年写真新聞社	
	すがたをかえる たべものやしんえほん のりができるまで 酢ができるまで 日本酒ができるまで せんべいができるまで あめができるまで	株式会社岩崎書店	
	鳥は恐竜だった 鳥の巣からみた進化の物語	株式会社アリス館	
	草はらをのぞいてみればカヤネズミ 日本でいちばん小さなネズミの物語	株式会社小学館	
	かみなり	株式会社ポプラ社	
	舞台芸術部門	らふいゆ れふいゆ	ラストラーダカンパニー
	映像・メディア等部門	1640日の家族	有限会社ロングライド

IV. 子ども・子育て支援のための 研修・調査研究の推進について

1. 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について

子ども・子育て支援の充実のためには、保育や地域子ども・子育て支援事業を担う現任職員の資質の向上を図るとともに、更なる人材確保を行うことが重要である。このため、職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施に必要な経費について補助しているところであり、各自治体におかれては、本事業のより積極的な活用をお願いしたい。

なお、追って事前協議を実施するので予めご承知置き願いたい。

2. 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の実績報告について

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金については、例年、事業終了後に実績報告を行っていただいているところであるが、近年、実績報告に基づく補助金額の確定後に、実績報告内容の誤りにより再確定を行う事例が散見されている。

報告誤りの主な理由としては、補助金執行担当部署と事業担当部署が異なるため、十分な確認がなされていないまま報告されていることや補助対象外の経費を誤って計上して報告されていること等が挙げられる。

については、実績報告提出時の関係部署間での緊密な連携や複数人による十分な確認、当該補助金の交付要綱及び実施要綱における補助対象経費の確認を徹底していただくようお願いする。

子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業等

- 子ども・子育て支援新制度における質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施には、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い更なる人材を確保する必要がある。
- また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について、現地調査等により実態や試行的取り組み等を把握し、諸般の課題に対応するための手立てとなる提言を得るための調査研究等を実施する。

こども政策推進事業費補助金

令和5年度予算額: 35.9億円 → 令和6年度予算案: 33.7億円

子育て支援員研修事業【成育環境課】

令和5年度予算額: 3.5億円 → 令和6年度予算案: 3.5億円

- ・ 地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関しての必要な知識や技術等を習得するための研修を実施。
- ・ 研修を修了した者を「子育て支援員」として認定。

職員の資質向上・人材確保等研修事業【成育基盤企画課、保育政策課、成育環境課】

令和5年度予算額: 24.6億円 → 令和6年度予算案: 21.7億円

- ・ 子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施。

子ども・子育て支援推進調査研究事業等【参事官（事業調整担当）付】

令和5年度予算額: 6.5億円 → 令和6年度予算案: 7.2億円

- ・ 子ども・子育て支援及び障害児支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施。

児童館における健全育成活動等開発事業【成育環境課】

令和5年度予算額: 1.0億円 → 令和6年度予算案: 1.0億円

- ・ 地域の子育て支援等を実施する児童館において、発達段階等に配慮した健全育成活動や子どもの権利を基盤とする健全育成活動等総合的に展開できることが求められていることから、設定したテーマに対する事業を実施し、普及啓発を図る。

ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業【保育政策課】

令和5年度予算額: 0.3億円 → 令和6年度予算案: 0.3億円

- ・ ベビーシッターの更なる質の向上を図るため、認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や更なる研鑽のための研修機会を増加させる。

こども政策推進事業委託費

令和5年度予算額: 3.3億円 → 令和6年度予算案: 3.7億円

※主な事業（参事官（事業調整担当）付取りまとめ分）

指導者養成等研修事業【成育基盤企画課、成育環境課、母子保健課】

令和5年度予算額: 1.5億円 → 令和6年度予算案: 1.5億円

- ・ 各自治体で研修を実施するための講師や各施設における指導者の立場にある者を養成。また研修内容が確立されていない最新のテーマや事柄などについて、全国的に周知や普及を行い、全国一律で一定程度の質・量の確保を行う研修を実施。

子ども・子育て支援推進委託調査研究・普及促進事業【成育基盤企画課、虐待防止対策課、成育環境課】

令和5年度予算額: 1.7億円 → 令和6年度予算案: 2.1億円

- ・ 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題への対応及び児童相談所の専門性向上に対応するための各種調査研究等を実施。

地域児童福祉事業等調査事業【保育政策課】

令和5年度予算額: 0.1億円 → 令和6年度予算案: 0.1億円

- ・ 保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得るために調査を実施。

「子育て支援員」研修について

趣旨

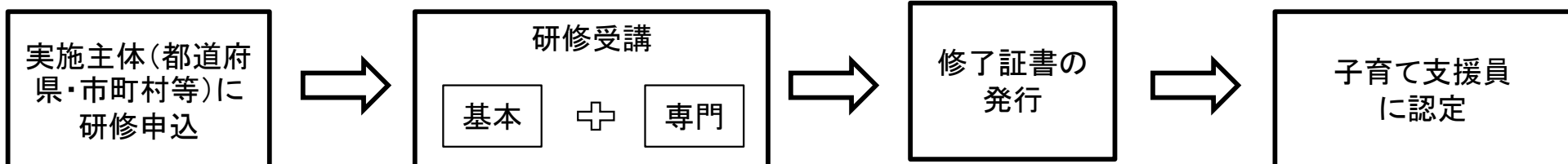
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事可能！

研修受講から認定までの流れ



【職員の資質向上・人材確保等研修 研修内容一覧】

事業名	概要
保育の質の向上のための研修等事業（成育基盤企画課）	
保育の質の向上のための研修事業	保育所の職員等を対象に、保育士の専門性の向上を図り、保育の質を向上させるための研修を実施
保育士試験合格者に対する実技講習事業	実務経験の少ない保育士試験合格者を対象として、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習を実施
保育実習指導者に対する講習事業	指定保育士養成施設の学生に対する実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修を実施
保育士等キャリアアップ研修事業（成育基盤企画課）	職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修を実施
新規卒者の確保、就業継続支援事業（成育基盤企画課）	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修等を実施
多様な保育研修事業（保育政策課）	
家庭的保育者等研修事業	家庭的保育事業、小規模保育事業等を推進するため、家庭的保育者等としての知識を習得するための研修を実施
居宅訪問型保育研修事業	利用児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、居宅訪問型保育事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）に従事するにあたって必要な知識を習得するための研修を実施
病児・病後児保育研修事業	病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・訪問型）に従事する者（看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士）の資質の向上を図るための研修を実施
放課後児童支援員等研修事業（成育環境課）	
放課後児童支援員認定資格研修事業	省令基準により、「放課後児童支援員」となるためには都道府県知事等が実施する研修を修了することが義務づけられているため、「放課後児童支援員」として新たに業務に従事するための認定資格研修を実施
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため研修を実施
児童厚生員等研修事業	児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施
地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業	地域子育て支援拠点事業所の職員の資質の向上を図るための研修を実施
ファミリー・サポート・センター事業 アドバイザー・援助を行う会員研修事業（成育環境課）	ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザー及び援助を行う会員の資質向上を図るための研修を実施
認可外の居宅訪問型保育研修事業（保育政策課）	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の基準において保育従事者が修了する必要があるとした研修を実施

V. 児童福祉施設等の設備及び運営について

V. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

1. 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

(参考資料 1・2 参照)

児童福祉施設等に係る施設整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金により財政支援を行っており、令和 5 年度補正予算では、

- ・産後ケア事業の施設整備に係る補助率の嵩上げ
- ・中・高校生世代に対応するなど、地域における「こどもの居場所」として機能強化を図る児童館の施設整備に係る補助率の嵩上げ
- ・令和 6 年 4 月の改正児童福祉法施行に伴い創設される施設等の補助対象への追加
- ・第 3 期障害児福祉計画の成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進

等を行うための費用を計上しており、令和 6 年度も引き続きこれらの拡充を行う予定であるため、積極的な活用をお願いしたい。

後述する子ども・子育て支援施設整備交付金における「学校敷地外で放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場を一体的に整備する場合」に該当する児童厚生施設については、一定の要件のもと、子ども・子育て支援施設整備交付金において、国庫補助基準額の引き上げの対象になるため、そちらの活用も検討されたい。

また、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化のための整備についても、令和 5 年度補正予算において必要な予算を計上していることから、各都道府県等におかれては、これらの補助制度を有効に活用し、児童福祉施設等の施設整備を推進するとともに、防災・減災対策を着実に進めて頂きたい。

なお、次世代育成支援対策施設整備交付金については、申請自治体において児童福祉施設等及び障害児施設等を含めた全ての整備事業の中で優先度が高い事業順に順位付けを行っていただき、この優先順位は事業採択にあたっての参考とするため、申請自治体においては「優先順位を付す際の指標」を参考に、各自治体の実情や計画に応じて適切な順位付けをお願いしたい。

加えて、障害者施設（障害福祉サービス事業）との多機能型事業所の整備を行う障害児施設等の順位付けについては、厚生労働省所管の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議申請における障害者施設（障

害福祉サービス)の優先順位との相関性に留意するようお願いする。

② 子ども・子育て支援施設整備交付金について(参考資料3参照)

放課後児童クラブ及び病児保育施設に係る施設整備については、子ども・子育て支援施設整備交付金により財政支援を行っており、令和5年度補正予算では、

- ・学校敷地外で地域のこどもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額の引き上げ
- ・待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部補助等を行うための費用を計上しており、令和6年度も引き続きこれらの拡充を行う予定であるため、積極的な活用をお願いしたい。

③ 施設整備費国庫補助に係る留意事項について(参考資料4参照)

次世代育成支援対策施設整備交付金、子ども・子育て支援施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金において、国の内示前に事業着手した場合は補助の対象外となるので留意願いたい。事業着手とは工事契約の締結のことであり、内示後の契約を担保するような仮契約も含まれる。工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当する。

また、当該年度の第1回協議の際に各自自治体にも確認をお願いしているところではあるが、複数年度事業の場合は毎年度協議書の提出を行う必要があり、内示前着工とならないよう2カ年目以降は必ず第1回協議にて協議を行う必要がある。

④ 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

令和6年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費等の高騰等を反映し、7.2%増の改定を行う予定(※)であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

※補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・就学前教育・保育施設整備交付金
- ・安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・安心こども基金を活用した母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業
- ・安心こども基金を活用した子どもの居場所支援整備事業
- ・安心こども基金を活用した子育て短期支援整備事業

- ・ 安心こども基金を活用した特定妊婦等支援整備事業
- ・ 安心こども基金を活用した社会的養護自立支援整備事業
- ・ 安心こども基金を活用した児童相談所一時保護施設整備事業
- ・ 安心こども基金を活用した一時保護専用施設整備事業
- ・ 保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）
- ・ 子ども・子育て支援施設整備交付金

⑤ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している下記の事業について、令和6年度も引き続き実施することを予定しているので、ご了解願いたい。

（貸付事業一覧）

- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置
- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置
- 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置
- 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置

また、令和6年度より、福祉貸付事業の融資対象に産後ケア事業を追加するため、こちらについてもご了解願いたい。

- ・ 貸付の相手方：法人
- ・ 償還期間：20年以内
- ・ 融資率：80%
- ・ 貸付利率：基準金利～基準金利+0.8%

⑥ 木材利用の推進及びCLTの活用について

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が改正され、国や地方自治体が整備する公共建築物に加え、民間建築物についても、木材の利用の促進を図ることとされている。また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建

築物等への積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、政府としてCLT活用促進のための取組を行っている。

児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただきたい。

現在、政府においては、令和3年3月のCLT活用促進に関する関係省庁連絡会議において、林業・木材産業の活性化による地方創生の促進や2050年カーボンニュートラル及びグリーン社会の実現に向けて、更なる利用拡大を目指すことを第一に新ロードマップを策定したところであり、関係省庁が連携して取り組んでいる。

⑦ しっくい塗りの活用について

令和4年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の「15章 左官工事」において、しっくい塗りに関する具体的な内容が盛り込まれており、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となっているので、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

また、一般社団法人日本左官業組合連合会において、しっくいの魅力や性能等を紹介するしっくい専門のホームページ「しっくいまるわかり大辞典」が公開されているので、ご活用いただきたい。

※しっくい丸わかり大辞典

<https://sikkui.net/>

⑧ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ脱炭素社会づくり）は重要な課題であり、政府では令和2年10月に「2050カーボンニュートラル」を宣言し、令和3年6月には「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定された。これを踏まえ、児童福祉施設等の整備においても積極的に脱炭素社会づくりに取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備に当たっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入や、木材利用を促進する等の地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑨ PFI手法を活用した施設整備の推進について

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等に資するPFI事業については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、政府として取組を推進しているところである。

厚生労働省では、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、PFI手法を活用した施設整備を推進しているところであり、こども家庭庁としても、次世代育成支援対策施設整備交付金等において、財政支援の対象としているので、PFI手法の積極的活用についてご検討いただくとともに、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いする。

（参考）内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/pfi/>

⑩ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図りたい。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）
- ・ 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）など

⑪ 財産処分について

こども家庭庁所管の一般会計補助金等を受けて整備した児童福祉施設等を補助目的以外に転用等の財産処分を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179

号) 」や「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」(令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号)等に基づき、こども家庭庁長官又は地方厚生(支)局長の承認を得る必要があるが、これらの承認を得ることなく財産処分を行う等の事例が見られるところである。

財産処分の対象となる一般会計等の補助金等には、次世代育成支援対策施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金(保育所等整備交付金)、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金だけでなく、少子化対策臨時特例交付金や子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)等により取得し又は効用の増加した児童福祉施設等も含まれるものであり、管内市町村や社会福祉法人等への周知・指導を含め、財産処分の適切な事務手続を徹底されたい。

⑫ インフラ老朽化対策の推進について

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。)において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省(※)では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、さらに、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」(平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ)により、「個別施設毎の長寿命化計画」(以下「個別施設計画」という。)の策定を推進することとしている。

これにより、各地方自治体においても、基本計画において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」(=「公共施設等総合管理計画」)を策定し、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設計画」を令和2年度末までに策定することとなっている。

厚生労働省(※)では、令和元年12月に社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成し、通知(「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定のための手引」について(令和元年12月27日付け福祉部局連名通知))した

ところであるが、公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、令和5年3月末日時点で策定率は81%となっている。

計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、児童福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につなげていくことは重要であることから、今年度内に個別施設計画の策定率が100%となるよう、引き続き各地方公共団体において取り組まれることを願います。

なお、個別施設計画の見える化として、個別施設計画の主たる内容を自治体毎にまとめた一覧表をこども家庭庁ホームページに公表しているため、ご活用いただきたい。

また、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、施設の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究を行い、中長期的な施設の維持管理にかかる経費の試算方法について、上記の施設一覧と同様にこども家庭庁ホームページにて公表しているため、こちらについてもご活用いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市、中核市を除く）に対して周知等の働きかけをお願いします。

※こども家庭庁所管の児童福祉施設等も含む。

《参照資料》

- ・インフラ長寿命化基本計画（内閣官房HP内）
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html
- ・こども家庭庁インフラ長寿命化計画（行動計画）（こども家庭庁HP内）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7e61aa5c-b18a-4711-85c4-c28d6822c7eb/86158dd4/20231124_about_06.pdf
- ・児童福祉施設等における個別施設調査（令和3年4月1日時点）（こども家庭庁HP内）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7e61aa5c-b18a-4711-85c4-c28d6822c7eb/1cc23f79/202311127_about_10.pdf
- ・インフラ長寿命化のための児童福祉施設等における更新費用等の算定に関する調査研究事業報告書（こども家庭庁HP内）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7e61aa5c-b18a-4711-85c4-c28d6822c7eb/50a4d359/202311127_about_07.pdf

⑬ インフラ老朽化対策に関連した法定点検及び修繕の促進について

経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会においては、「新経済・財政再生計画改革工程表」を策定し、予防保全型の老朽化対策への転換を図る観点から、公立施設の建築基準法第12条第1項及び同法第12条第2項に基づく定期点検（以下「法定点検」という。）実施状況及びそれに対する修繕状況をフォローアップするためのKPIが設定されているところである。

公立の児童福祉施設等の実施状況については、全国的な取組状況を見ると、令和5年3月31日現在の法定点検実施率は62.3%、それに対する修繕の実施率が39.8%となっており、引き続き法定点検及び修繕の促進が必要な状況である。

こども家庭庁では、当庁が管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を示す計画として、こども家庭庁インフラ長寿命化計画（行動計画）を策定しており、その中で、施設の維持管理・更新等に当たって、定期的な点検・診断や予防的な修繕を行う必要がある旨記載しているところである。

各都道府県におかれては、管内市区町村に対して現状の取組状況及び上記行動計画を周知いただき、施設の法定点検及び修繕の促進に努められたい。

⑭ 安心こども基金の配分変更の取扱い及び期限が到来した事業の精算について

安心こども基金において、すでに交付された交付額のうち、各区分を超えて配分の変更を行う場合は、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成21年3月5日20文科発第1279号・雇児発第0305005号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）別紙「安心こども基金管理運営要領（以下「管理運営要領」という。）」第6（3）に基づき、事前に届け出を行うこととしていたが、予算の適正な執行のため、令和5年度よりこども家庭庁の承認を得ることとする管理運営要領の改正を行ったところである。

このため、今年度以降は事前の申請を行っていただいた後、承認までに時間を要することが想定されるため、区分間変更を予定している自治体については、余裕を持って申請されたい。

なお、今後の区分間の配分変更については、各事業における期限到来前に少額のみ交付額が不足した場合など、真に必要な場合にのみ承認する予定であることから、各自治体におかれてはご留意いただきたい。

また、期限が到来した事業に残額が生じている場合は精算が必要となるため、該当の都道府県については精算手続きの対応をお願いしたい。

⑮ 地方公共団体保有の福祉施設における太陽光パネル導入の推進について（参考資料5参照）

地方公共団体においては、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、各地方公共団体は実行計画（事務事業編）を策定する必要がある。策定に際しては、国が策定した地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ策定する必要があるが、具体的な取り組みとして地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を含む、国が政府実行計画に基づき実施する取り組みに準じて、率先的な取り組みを実施する必要があることに留意されたい。

なお、政府実行計画においては、設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することが盛り込まれており、地方公共団体においても、政府実行計画や政府実行計画実施要領の趣旨に準じて、太陽光発電の最大限の導入に関する率先的な取り組みや、蓄電池の積極的な導入が行われることが期待されていることから、資料にある財政上の支援策（参考資料5・9頁以降）の活用をご検討いただくなど、積極的にご協力をお願いしたい。

2. 児童福祉施設等の安全の確保について

① 安全性に問題のあるブロック塀の改修について（参考資料6参照）

平成30年6月に発生した大阪北部地震において、公共施設のブロック塀が倒壊し、女児が下敷きになって死亡するという痛ましい事故が発生したことを踏まえ、児童福祉施設等に所在するブロック塀については、安全性に問題がある場合は改修を行うよう自治体に通知等してきたところ。

当該震災から数年が経過しているが、安全性に問題があり改修などの対応が行われていないブロック塀が所在する施設が585箇所（令和2年10月1日時点）あり、本年1月においても令和6年能登半島地震が発生するなど、大規模な地震が頻発していることから、可能な限り早期に全てのブロック塀の改修等を完了する必要がある。

前述のとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の安全性に問題のあるブロック塀の改修を推進しており、必要な予算も確保していることから、各都道府県等におかれては、安全性に問題のあるブロック塀の所在する児童福祉

施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金の活用を促すなど取組の推進をお願いします。
《参照通知等》

- ・「児童福祉施設等における耐震化整備及びブロック塀等の改修について」（令和3年12月14日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局保護課、社会・援護局地域福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課 連名事務連絡）

② 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。

また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

※児童福祉施設等のうち報告対象となっている施設

助産施設、乳児院及び障害児入所施設のうち、以下のいずれかに該当するものを建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

- (ア) 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合
- (イ) 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
- (ウ) 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

③ 社会福祉施設の防火対策について

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところであ

る。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成 27 年 4 月 1 日（既存の施設にあっては平成 30 年 4 月 1 日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

④ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成 20 年 9 月 11 日雇児発第 0911001 号・社援発第 0911001 号・障発第 0911001 号・老発第 0911001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成 28 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 1 号・社援発 0930 第 11 号・障発 0930 第 1 号・老発 0930 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起をしているところであるが、通知発出後もアスベストが使用されている児童福祉施設等において不適切な工事が行われた事例が見受けられた。このため、令和元年 8 月に児童福祉施設等の整備におけるアスベスト対策の徹底について事務連絡を発出し、児童福祉施設等の改築や大規模修繕等の工事を行う際には、上記通知の内容に加え、

- ・ 工事着工前の石綿障害予防規則等の法令に基づく措置状況の確認
- ・ 児童が施設を利用していない時間帯での工事の徹底

などの必要なアスベスト対策について改めて万全を期すよう依頼したところであるため、児童福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方お願いする。

また、吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、児童福祉施設や障害児施設等については次世代育成支援対策施設整備交付金、民間保育所等については就学前教育・保育施設整備交付金、放課後児童クラブ等については子ども・子育て支援施設整備交付金の交付対象となっていることから、これらの補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いします。

令和5年10月1日に施行された石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）により、建物の改修・解体時のアスベスト調査については、国が定める有資格者による実施が義務付けられたため留意願うとともに、管内の市町村及び施設に対して積極的な周知をお願いしたい。

《参照資料》

- ・ 事前調査の有資格者による実施（厚生労働省石綿総合情報ポータルサイト）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/poster-r5.pdf>

また、アスベスト対策の今後の参考とするため、児童関係施設等におけるアスベストの除去や調査実施状況等について、地方公共団体に対して、順次ヒアリングを行っているところであるのでご協力願いたい。

⑤ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、こどもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いします。

⑥ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測されるところ。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継

手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

ついては、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成 28 年熊本地震においても、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが 185 箇所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- ・ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について（依頼）（平成 30 年 2 月 7 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室）

⑦ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、令和 5 年度予算案においても、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金や就学前教育・保育施設整備交付金等において、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としているところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成 28 年 9 月 15 日雇児総発 0915 第 1 号・社援基発 0915 第 1 号・障障発 0915 第 1 号・老高発 0915 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援

護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連名通知)

- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)
- ・「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成28年3月31日府子本第191号、27文科初第1788号、雇児総発0331第6号、雇児職発0331第1号、雇児福発0331第2号、雇児保発0331第2号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、職業家庭両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知)
- ・「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（令和3年6月17日府子本第738号、3初幼教第8号、子少発0617第1号、子保発0617第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、スポーツ庁政策課学校体育室長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知)
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

3. 児童福祉施設等の防災・減災対策について

① 児童福祉施設等の耐震化等の推進について（参考資料6参照）

ア 児童福祉施設等の耐震化の状況については、令和4年8月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果によれば、令和2年3月時点の耐震化率92.6%（6.6万棟／7.0万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。特に、自力避難が困難な乳幼児等の利用する施設など、こどもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

前述のとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化

対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことが掲げられるなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題となっている。

各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、就学前・教育保育施設整備交付金の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、計画的な取組の推進をお願いする。

また、耐震診断費用については、「就学前教育・保育施設整備交付金」（本事業の対象施設に限る）により、原則、国が費用の 1/2 を助成することとしたほか、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金において実施）や、「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」（対象施設が避難場所となる建築物の場合）により、国が費用の 1/3 を助成することとしているので、これら国の助成制度を積極的に活用し、計画的に耐震化整備を推進していただくとともに、管内市町村や社会福祉法人等に対する積極的な働きかけをお願いする。

この他、津波による被害が想定される施設の高台への移転整備についても、引き続き推進していただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・「児童福祉施設等における耐震化整備及びブロック塀等の改修について」（令和 3 年 12 月 14 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局保護課、社会・援護局地域福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課 連名事務連絡）

イ 平成 25 年より施行されている「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」や「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助率の引き上げ（補助率 1/2 相当→2/3 相当）や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率 95%に引き上げ、二重ローン対策）を実施しているところである。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、引き続き必要な周知・助言等をお願いする。

ウ 民間社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化

が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど、入所者の防災対策上、万全を期し難い民間社会福祉施設について、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取扱いについては、その事業の重要性に鑑み、令和6年度においても継続することとしているので、各都道府県等におかれてはこれらの施設について速やかな対応をお願いする。

② 児童福祉施設等の防災対策について

児童福祉施設等における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。各都道府県等におかれては、引き続き、児童福祉施設等における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、近年、特に梅雨前線や台風に伴う浸水害や土砂災害等の災害は毎年の様に発生しており、令和2年7月豪雨では高齢者施設において14名の死者が出る浸水被害が発生している。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し、周知をお願いするとともに、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」（令和2年7月27日子保発0727第1号、子子発0727第1号、子家発0727第1号、子母発0727第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知）により、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いする。

また、厚生労働省と国土交通省が共同で設置した「令和2年7月豪

雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」において、令和3年3月に高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策がとりまとめられたことを踏まえ、「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取り組み等について」（令和3年6月25日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長他連名通知）を発出し、

- ・令和2年7月豪雨災害を受けて、要配慮者利用施設における災害時の避難の実効性を確保することを目的として、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）の一部改正を行い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成した避難確保計画について、市町村長が必要な助言又は勧告ができるようになったこと
- ・これと同時に、災害対策基本法についても一部改正し、市町村長に対して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を努力義務化したこと

の上記2点について周知すると共に、計画作成のための留意点やチェックリスト等を送付しているため、各自治体におかれては本件につき、適切に御対応いただくようお願いする。

さらに、児童福祉施設等においては、災害時にあっても最低限のサービス提供が行えるよう、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成することが重要である。福祉施設におけるBCPの作成が進んでいないことから、各施設において作成の推進を図っていただくため、「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月15日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）を発出し、事業継続計画様式及び事業継続計画様式解説集をお示ししているため、管内の市町村及び児童福祉施設等に対して周知されるとともに、作成の推進をお願いする。

③ 児童福祉施設等の水害対策について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）では、児童福祉施設等の耐災害性強化のため、水害対策強化についても対象としており、例えば垂直避難を行うために施設の改修を行う場合も次世代育成支援対策施設整備交付金等の施設整備補助の対象となるため、下記整備例も参考に積極的な活用をお願いしたい。

（水害対策の整備例）

- ・ベットでの避難が必要となる入所児童の垂直避難のための大型昇降機やスロープの設置工事
- ・利用者や職員が避難できるようなスペース確保のための改修工事

- ・非常用自家発電設備装置等の電気設備を水害から守るために、当該設備を屋上等に移設するための工事
- ・施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事

など

④ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日 27 文施企第 19 号・科発 0820 第 1 号・国水砂第 44 号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

更に、前述のとおり令和 3 年 5 月の同法の改正では、避難確保計画について市町村長が施設管理者等に対し、必要な助言又は勧告ができる制度が創設されたほか、避難訓練を実施した場合には施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化された。各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成 29 年 5 月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省（※）においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているほか、前述のとおり、都道府県・市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いしているところである。

また、各都道府県等におかれては、管内市町村への周知及び未だ計画が策定されていない施設に対して、速やかな計画策定を促す等適切な対応をお願いします。

※こども家庭庁所管の児童福祉施設等も含む。

《参照資料》

- ・要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（国土交通省HP内）
<http://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf>
- ・水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（国土交通省HP内）
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_manual201706.pdf

⑤ 児童福祉施設等の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

児童福祉施設等の中でも特に児童養護施設等の入所施設については、多くのこどもが生活していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要であり、非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進することとしている。

これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置すること、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保すること等、安全面にご留意いただきたい。また、事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること等も併せてご留意いただきたい。

各都道府県等におかれては、児童福祉施設等に対し、災害による停電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の次世代育成支援対策施設整備交付

金（民間保育所等については、就学前教育・保育施設整備交付金）の活用について周知をお願いします。

あわせて、非常用自家発電設備については、防災基本計画（令和2年5月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされたので、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるようにするため、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いします。

⑥ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いします。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入等を積極的に行っていただくようお願いします。

⑦ 災害発生時における被災状況の把握について（参考資料7参照）

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、被災施設等への支援の迅速化、自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化を図るため、災害発生時の被災状況等を各施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できるシステム（災害時情報共有システム）を令和3年度から活用し把握に努めている。

令和6年1月下旬の時点で91.6%の自治体において施設情報を登録いただいているが、システムを用いた被災状況の正確な把握にあたっては、平時において、当該システムに正確な施設情報を登録しておく必要があることから、未登録施設がある自治体においては、速やかに施設情報の登録をお願いします。

また、災害時に備え、平時からの体制構築、関係機関との連携について、引き続き強化していただくとともに、災害時に迅速かつ適切に被災状況の報告が行われるよう、各自治体においては、当該システムの訓練機能を積極的に活用し、操作方法の習熟に努めるようお願いする。

特に、大規模災害時においては、地方公共団体においても災害対

応に追われてしまい、被災施設の状況把握に手が回らなくなることが想定されるため、本システムを活用し、各施設等が直接入力した情報により国及び地方公共団体が一元的に状況把握出来るよう、管内市町村や各施設等への周知や事前の訓練など、平時からの体制整備に努めていただきたい。

本システムの訓練については、令和3年度より厚生労働省社会・援護局と合同で実施してきたところだが、すべての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加し、被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう「災害時情報共有システムの5カ年訓練計画について」（令和5年3月30日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）において、全自治体を対象とした令和5年度から令和9年度にかけての5カ年訓練計画を都道府県別にお示しした。当該計画に基づき今年度から訓練を実施しているので、引き続きご協力をお願いしたい。

来年度の訓練スケジュールは、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より、年度内に別途お知らせする予定であるが、実施時期を早めて行うこととしているのでご承知置きいただきたい。

なお、各自治体が自主的に訓練を行いたい場合は、災害情報の設定など、国で必要な対応を行うので、適宜こども家庭庁又は厚生労働省までご相談いただきたい。

また、本システムの概要や操作方法について、下記ウェブサイトにおいてマニュアル及び動画により分かりやすく解説をしているところであるので、事前にご参照いただき、災害時に迅速な情報把握が出来るようお願いしたい。

《参照資料》

- ・＜マニュアル及び動画＞児童福祉施設等災害時情報共有システム関係連絡版（福祉医療機構 HP 内）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomo/>

- ・＜マニュアル及び動画＞障害者支援施設等災害時情報共有システム関係連絡版（福祉医療機構 HP 内）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

⑧ 被災施設の早期復旧等

児童福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」（令和5年6月20日付こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）に基づき、災害発生後速やか

に報告をお願いするとともに、早期現状復旧に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した児童福祉施設等の災害復旧事業については、「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金」により国庫補助しているところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成 18 年度から一般財源化された公立保育所等についても、「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑨ 災害により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について
(参考資料 8・9 参照)

災害により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、

- ・主に令和 5 年災については令和 5 年度補正予算、
- ・令和 6 年能登半島地震については令和 5 年度予備費

により、それぞれ児童福祉施設等災害復旧費補助金及び児童福祉施設等設備災害復旧費補助金を予算計上しているため、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するために活用をお願いする。

4. 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査は、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努められたい。

特に、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年 1 回以上の実地検査を行うこととされているが、地方分権改革に関する提案が寄せられたこと及び新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、指導監査についても、感染防止対策と両立した実施が求められていることから、「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を開催しており、令和 4 年 1 月 31 日に報告書を公表した。これを踏まえた取扱い等については、令和 4 年 12 月 23 日付で「児童福祉施設等における業務継続計画等

について」が発出されたところであり、ご確認いただきたい。

なお、保育所等については、保育所等が遵守・留意すべき内容や、死亡事故等の重大事故防止に関する助言・指導を行う巡回支援指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について優先的に実地監査等を実施するなど、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地監査等の実施につなげていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成 29 年 9 月 26 日府子本第 762 号、29 文科発第 868 号、子発 0926 第 1 号、社援発 0926 第 1 号、老発 0926 第 1 号）を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

② 感染症の予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しており、最新の情報や対応に当たっての留意事項等を厚生労働省ホームページに掲載しているので、ご参照のうえ、対応に万全を期していただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成 29 年 12 月 27 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「社会福祉施設介護、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成 19 年 9 月 20 日雇児総発第 0920001 号、社援基発第 0920001 号、障企発第 0920001 号、老計発第 0920001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関する Q & A」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000187294.pdf>
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 29 年 11 月 27 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成 20 年 6 月 17 日雇児総発第 0617001 号、障障発第 0617001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成 15 年 7 月 25 日社援基発第 725001 号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

次世代育成支援対策施設整備交付金

令和6年度当初予算案 67億円 + 令和5年度補正予算 62億円（令和5年度当初予算 67億円）

1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮施設整備	<ul style="list-style-type: none">・助産施設・職員養成施設・自立援助ホーム・ファミリーホーム・一時預かり事業所・地域子育て支援拠点事業所・利用者支援事業所・子育て支援のための拠点施設・市区町村子ども家庭総合支援拠点・乳児院・母子生活支援施設 <ul style="list-style-type: none">・母子生活支援施設・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・児童厚生施設（児童館）・児童相談所一時保護施設・産後ケア事業を行う施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童発達支援事業所 <ul style="list-style-type: none">・放課後等デイサービス事業所・居宅訪問型児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所・障害児相談支援事業所・こども家庭センター・里親支援センター・社会的養護自立支援拠点事業所・妊産婦等生活援助事業所・児童育成支援拠点事業所・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none">※R5補正予算より下線の施設・事業を対象に追加

【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

- 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1/2→2/3に嵩上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。
- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（上記対象施設欄参照）の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

3 実施主体等

【設置主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】定額（原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当）

次世代育成支援対策施設整備交付金 令和5年度補正予算：23億円
 就学前教育・保育施設整備交付金 令和5年度補正予算：29億円

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ①耐震化整備・・・社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ②非常用自家発電設備整備・・・非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ブロック塀等改修整備・・・安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④水害対策強化・・・社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

①耐震化整備

目標箇所：約1,024カ所
 (児童関係施設等※：約595カ所、
 障害児者関係施設：280カ所、
 介護関係施設：65カ所、その他
 関係施設：84カ所) ※保育所等を含む

・昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震化を推進する。

②非常用自家発電設備整備

目標箇所：約2,857カ所
 (児童関係施設等※：約5カ所、
 障害児者関係施設：約495カ所、
 介護関係施設：約2,350カ所、
 その他関係施設：約7カ所) ※保育所等を含む

・非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

③ブロック塀等改修整備

目標箇所：約1,472カ所
 (児童関係施設等※：約385カ所、
 障害児者関係施設：約255カ所、
 介護関係施設：約820カ所、
 その他関係施設：約12カ所)
 ※保育所等を含む

・劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

④水害対策強化

目標箇所：約1,690カ所
 (児童関係施設等※：約45カ所、
 障害児者関係施設：約470カ所、
 介護関係施設：約1,175カ所)
 ※保育所等を含む

・水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

子ども・子育て支援施設整備交付金

令和6年度当初予算案 156億円 + 令和5年度補正予算 21億円 (令和5年度当初予算 172億円)

1 事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策や病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、待機児童の解消を図るため、待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率の嵩上げを継続して実施する。

【令和5年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

- ・ 学校敷地外で地域のこどもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額を引き上げ
- ・ 待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

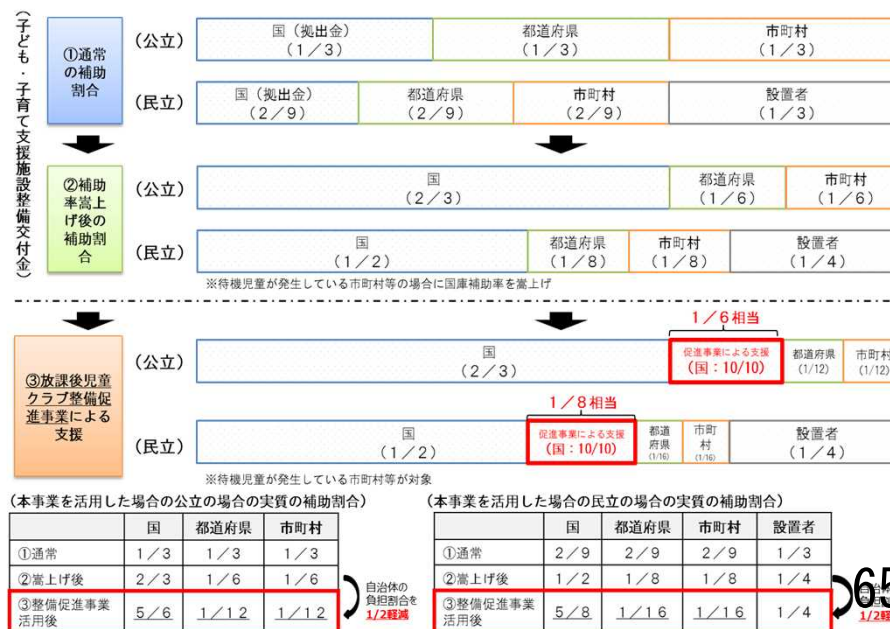
【整備区分】

創設、改築、拡張、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、
 応急仮設施設整備

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9	2/9	2/9	1/3
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



1 協議スケジュール

- 次世代育成支援対策施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金及び子ども・子育て支援施設整備交付金の国庫補助協議について、令和6年度は以下のスケジュールで行う予定であるため、協議を検討している自治体におかれては準備をお願いしたい。

【協議スケジュール（予定）】

	協議書提出期限予定（※）	国からの内示予定
第1回	令和6年2月上旬	令和6年4月上旬
第2回	令和6年4月上旬	令和6年6月上旬
第3回	令和6年6月上旬	令和6年8月上旬
第4回	令和6年8月上旬	令和6年10月上旬
第5回	令和6年10月上旬	令和6年12月上旬

※具体的な提出期限等については、地方厚生（支）局より連絡する。

【協議対象の施設整備費交付金】

- ・次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・就学前教育・保育施設整備交付金
- ・子ども・子育て支援施設整備交付金

【交付対象の整備内容】

創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮施設整備、耐震化等整備 等

※交付金によって交付対象となる整備内容が異なるため、詳細については各交付要綱等を参照されたい。

2 留意事項

- 内示前に事業着手した場合は補助の対象外となるので留意すること。事業着手とは工事契約の締結のことであり、内示後の契約を担保するような仮契約も含まれる。また、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当するため留意すること。
- 複数年度事業の場合は毎年度協議書の提出を行う必要があるが、内示前着工とならないよう2カ年目以降は必ず第1回協議にて協議すること。
- 当該交付金は予算の範囲内において交付するものであり、予算の状況によっては協議が打ち止めとなる可能性がある。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金については、申請自治体内において、児童福祉施設等及び障害児施設等を含めた全ての整備事業の中で優先度が高い事業順に順位付けを行うこと。なお、この優先順位は採択にあたって参考とする。

※障害者施設との多機能型事業所の整備を行う障害児施設等の順位付けについては、厚生労働省所管の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議申請における障害者施設の優先順位との相関性を留意すること。

※採択にあたっては優先順位を参考とするが、複数年度事業を優先的に採択するわけではないため、その順位付けには留意すること。



公共施設への太陽光発電の導入等について

令和4年6月



地方公共団体実行計画（事務事業編）について

- 地球温暖化対策推進法第21条に基づき、**地球温暖化対策計画に即して**、地方公共団体が地球温暖化対策のための実行計画を策定するもの。

- 計画は以下の2種類で構成。

➤ 事務事業編

- ・ すべての地方公共団体が策定義務の対象
- ・ 地方公共団体自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減等のための計画（公共施設等からの排出削減計画）

➤ 区域施策編

- ・ 都道府県・政令市・中核市が策定義務の対象、その他の市町村は努力義務
- ・ 区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減等のための総合的な計画（地方公共団体の区域全体の排出削減計画）

- 地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）において、地方公共団体は、**地方公共団体実行計画（事務事業編）について、政府実行計画に準じて率先的な取組を行う**こととされた。

- 環境省は、改正地球温暖化対策推進法（2021年6月公布）の施行に伴う地方公共団体向けの通知を令和4年4月に発出、上記を踏まえた事務事業編の取組の実施についてお願いをしているところ。また、国の技術的助言である「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を令和4年3月に改定し、目標設定の考え方や取組の実施方法等について記載。

第3節 公的機関における取組

○地方公共団体の率先的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

①② （略）

③具体的な取組項目及びその目標

- 地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする。
- また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。
- 具体的な取組として、特に、**地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入**、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、**国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。**

④ （略）

政府実行計画（2021年10月閣議決定）の概要



- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 2021年10月の改定により、温室効果ガス排出削減目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物
（敷地含む）の**約50%以上に**
太陽光発電設備を設置することを
目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを图った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

地方公共団体向け通知

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について（令和4年4月1日）（抄）



第1 第2（略）

第3 その他

2. 地方公共団体実行計画事務事業編の取組について

新たな地球温暖化対策計画においては、「地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。（中略）策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。（中略）**具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再エネ電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。**」とされている。

また、政府実行計画（政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画）においては、例えば、「政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」とされている。

これらを踏まえ、**今後地方公共団体実行計画事務事業編の取組を推進するに当たっては、建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入をはじめとして、政府実行計画に準じた措置を実施していただきたい。**

なお、地方公共団体における措置の実施状況等については、**環境省が毎年度実施している「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」を通じて、把握していくことを予定している。**

4-3. 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標の検討

4-3-1. 総論

（1）事務事業編で設定する目標について

（略）

地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされていることを踏まえて、2030年度の削減目標について、原則として**政府実行計画の目標（2013年度比50%削減）**を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましいです。

4-4. 目標達成に向けた具体的な措置等の検討

4-4-3. 建築物

（2）重要となる基本的措置と措置の目標の例

⑦ 太陽光発電の最大限の導入

「政府実行計画」において、太陽光発電の最大限の導入や蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用が盛り込まれています。

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標の達成を目指し、政府の保有する建築物及び土地における、太陽光発電の最大限の導入を図ることとされています。また、太陽光発電の更なる有効利用や災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池についても積極的に導入することとされています。

地方公共団体等においても、政府実行計画や政府実行計画実施要領の趣旨に準じて、太陽光発電の最大限の導入に関する率先的な取組や蓄電池の積極的な導入が行われることが期待されています。

公共施設への太陽光発電の導入状況のフォローアップについて



- 公共施設への太陽光発電の導入については、規制改革実施計画（令和4年6月閣議決定）も踏まえつつ、着実にPDCAサイクルを回していく。

政府

- 環境省が、毎年度、各府省庁に対して「フォローアップ調査」を実施し、各府省庁が政府実行計画に基づき実施した取組・実績を調査・把握し、取りまとめ。取りまとめた情報については、中央環境審議会の意見を聴いた上で、その意見とあわせて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告し、公表。
 - ・ 今後、各府省庁における太陽光発電の導入実績や導入見通しについて、設備容量（kW）ベースで施設の種別等に応じて把握予定。
 - ・ その上で、各府省庁に対し、上記実績や見通しを踏まえ、設備容量（kW）ベースの目標設定を依頼していく予定。

地方公共団体

- 環境省が、毎年度、各地方公共団体に対して「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」を実施し、各地方公共団体が実施した取組を調査・把握し、取りまとめて公表。
 - ・ 今後、各地方公共団体の協力を得ながら、太陽光発電の導入実績や導入見通しについて、設備容量（kW）ベースで施設の種別等に応じて把握予定。
 - ・ その上で、所管行政分野で地方公共団体が多い施設を所有している省庁（注）に対し、上記実績や見通しを踏まえ、施設種別の設備容量（kW）ベースの目標設定を依頼していく予定。
 - ・ 当該省庁は、地方公共団体の公共施設の各所管部署へ取組が進むよう働きかけを行う予定。

（注）：警察庁（警察施設）、総務省（消防関係施設）、文部科学省（学校施設、社会教育施設）、厚生労働省（病院、福祉施設）、国土交通省（公営住宅）、環境省（一般廃棄物処理施設等）

規制改革実施計画（令和4年6月閣議決定）（抄）



「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年10月22日公表）における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、その達成に向けて着実にPDCAを回していくために、以下の措置を講ずる。

- a. 環境省は、各省庁及び地方公共団体に対して行うフォローアップ調査や施行状況調査等を通じて、**施設の種別等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び2030年度の導入見通しの把握を実施**する。また、把握した地方公共団体の施設種別の導入実績・導入見通しは、各省庁に共有する。
- b. 環境省及びその他各省庁は、aにおいて把握した国及び地方公共団体における導入見通しの総計とGW導入目標との整合性を踏まえて、**施設種別に、kWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定**し、GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みを構築する。
- c. 関係省庁は、所管する行政分野に関する事務を担当する地方公共団体の各部局に対して、地方公共団体が所有する公共施設（敷地を含む）において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する。

(参考) 公共施設における太陽光発電の導入見込み量について

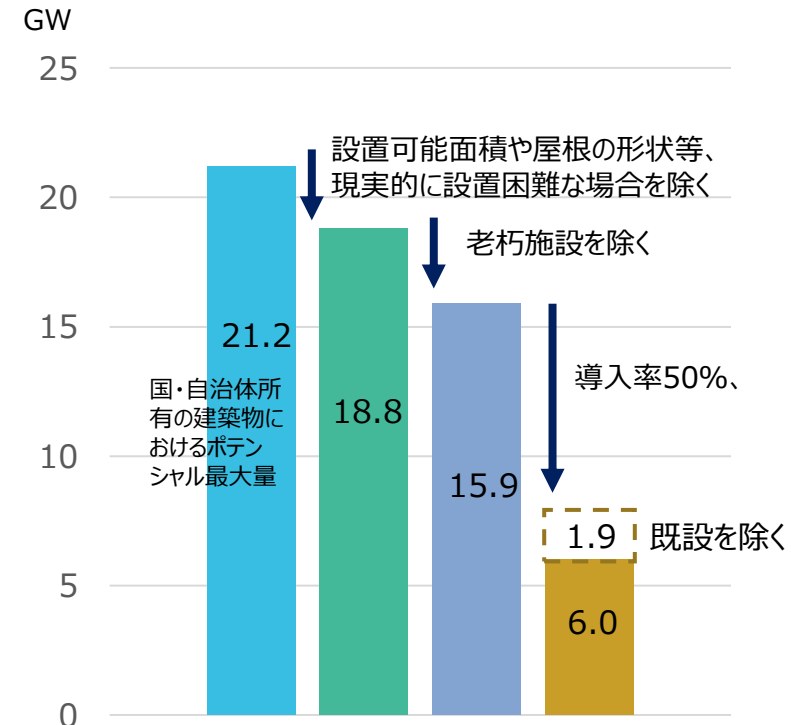
- エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）等における太陽光発電の導入見込みにおいて、政策対応強化ケースの一つの政策である、「**温対法に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門を率先して実行**」により、**6.0GW分の導入**が見込まれている。
- これは、2030年度までに国・地方公共団体が保有する**設置可能な建築物屋根等の約50%に太陽光発電を導入することを目指すこととし、その導入見込み量を推計**したもの。

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第34回）（2021年7月6日）資料4から抜粋

<導入見通しの考え方>

- **地域脱炭素ロードマップ**[°]（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議決定）において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。」とされていることを踏まえ、具体化に取り組む。
- ①本年3月8日に本小委で紹介した再エネポテンシャル調査等を活用し、以下の条件を除くと18.8GWとなる。
 - － 設置可能面積20m²以上が確保できない屋根・駐車場
 - － 日射時間が短く発電が期待できそうにない箇所
 - － 形状が複雑な屋根、曲面状の屋根、設備（空調室外機、配管等）、構造物（採光窓等）が既に存在している箇所 等
- ②ここから、建築物ストック統計等から太陽光発電の設置が20年間確保することが見込まれない老朽施設の割合を算出し（約15%）、この分を差し引くと、15.9GWとなる。
- ③さらに既設置相当量（政府全体では約2%に設置。環境省調査によれば、市町村では全施設のうち約10%に導入済み）は、1.9GWとなる。
- 以上を踏まえ、②×50%－③＝6.0GWとなる。

<導入見込み量推計>



※設置可能な建物数や導入見込み量については、PDCAを回す中でさらに精緻化しつつ、着実に導入を促進していく予定

公共施設への太陽光発電の導入促進策

- 環境省では、**予算事業等を活用し、地方公共団体保有施設への太陽光発電設備の導入等を支援**していく。

＜ハード面の支援＞

- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

＜ソフト面の支援＞

- 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援）

- 加えて、総務省における取組として、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に「脱炭素化事業」が令和4年度から追加されたところであり、その活用も促していく。
- さらに、ノウハウ面から各省庁・地方公共団体を支援すべく、**環境省保有施設でのPPAモデルを活用した導入事例の創出を目指した検討**を進めている。

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和4年度予算額 2,000百万円 (5,000百万円)】
【令和3年度補正予算額 7,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助※2。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。

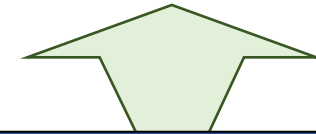
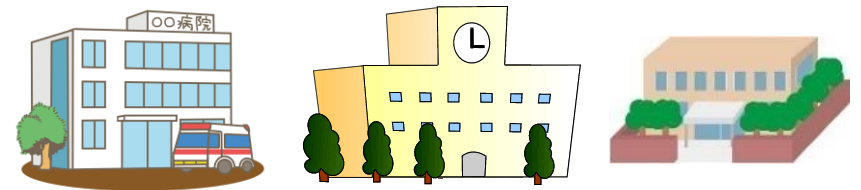
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）
 - ※2 補助率は、都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3（注）共同申請する民間事業者も同様
 - ※3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2（電気事業法上の離島は2/3）×4万円/kWhを補助（上限あり）。
- ②：再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備



③省CO2型設備等





【令和4年度予算額 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること 等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象。

2. 重点対策加速化事業への支援

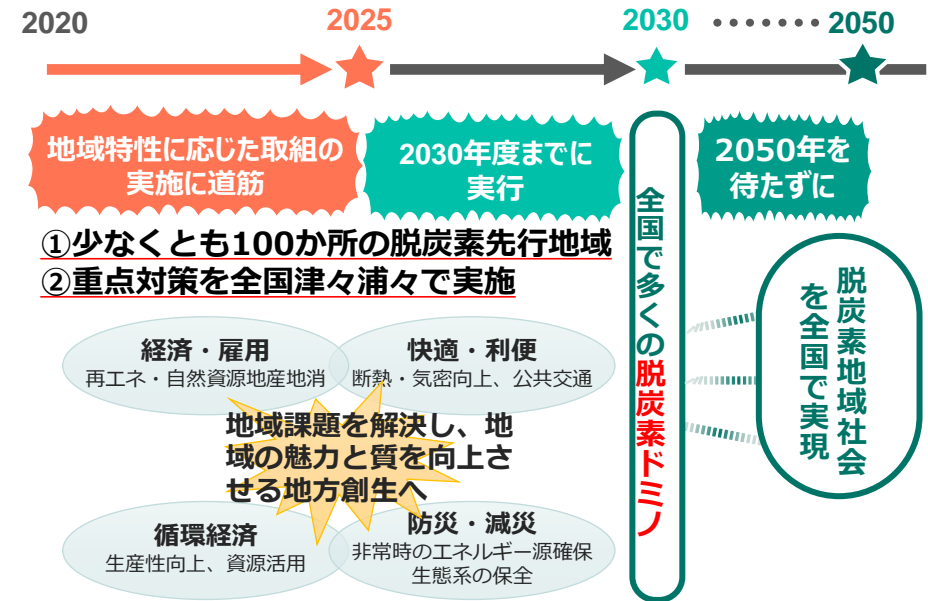
（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

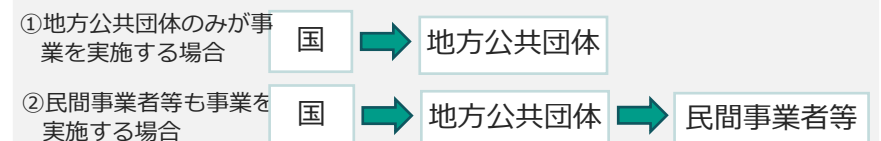
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則 2 / 3 ※、重点対策加速化事業 2 / 3 ~ 1 / 3 等）
 - 交付対象 地方公共団体等
 - 実施期間 令和4年度～令和12年度
- ※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部 3 / 4

4. 事業イメージ

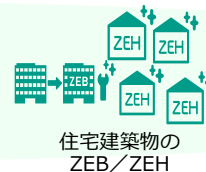
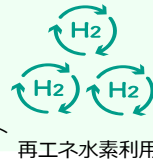


<参考：交付スキーム>



地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること （一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等）	○再エネ発電設備を一定以上導入すること （都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）
対象事業	<p>（1）CO2排出削減に向けた設備導入事業（①は必須）</p> <p>①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型） 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高機能・高効率換気・空調、コジェネ等）</p> <p>（2）効果促進事業 （1）「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p> <p><small>※①（太陽光発電設備除く）及び②について、財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は3/4。②③の一部は定額</small></p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施（①又は②は必須）</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 （例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業）</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 （例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業）</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 （例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業）</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 （例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業）</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ （例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業） ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔 ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 〕</p>
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能）。 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む。	



PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和4年度予算額 3,800百万円 (5,000百万円)】
【令和3年度補正予算額 11,350百万円】

再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ (需要側需給調整力) の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

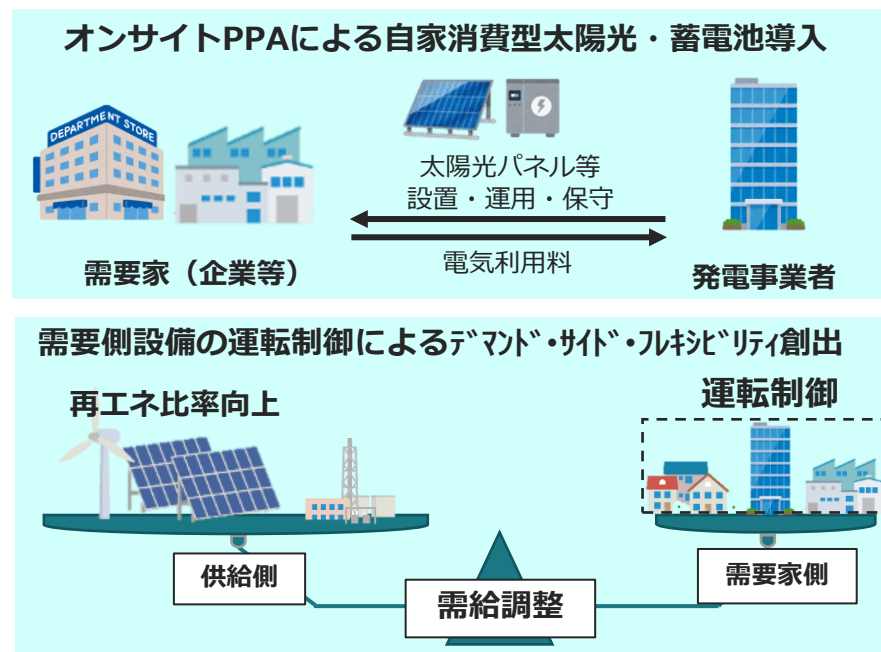
- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
 1. ①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
 2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

*EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (補助率: 3/4、2/3、1/2、1/3、定額) / 委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(5)令和3年度～令和6年度、(3)・(4)・(6)令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和4年度予算額 800百万円（1,200百万円）】

環境省

【令和3年度補正予算額 1,650百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

4. 事業イメージ

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、促進エリア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- (1) ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援



- (1) ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

- (2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態 (1)間接補助（定率）, (2)間接補助（定率）, (3)委託事業

■補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）(3)民間事業者・団体等

■実施期間 令和3年度～令和5年度 ※(1)③は令和4年度～

お問合せ先： 環境省大臣官房 環境計画課 電話：03-5521-8234、環境影響評価課 電話：03-5521-8235

公共施設の脱炭素化の取組等の推進（総務省の取組）

- 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加し、事業費を1,000億円増額
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象

【事業期間】 令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

(1) 公共施設等適正管理推進事業債

充当率：90%、交付税措置率：財政力に応じて30%～50%、地方単独事業を対象。

(2) 公営企業債

地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置。地方単独事業・補助事業を対象。



<ZEB(Net Zero Energy Building)とは>
一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策

【参考】防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策のフォローアップについて（令和4年1月19日）

概要 要：平成30年大阪北部地震を踏まえ、ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題がある施設について、ブロック塀等の改修整備の緊急対策を実施する。

府省庁名：厚生労働省

ブロック塀等改修整備

◆対策期間における進捗：

- ・当初想定していた実施箇所数
 児童関係施設：3,526箇所 障害児者関係施設：1,564箇所
 介護関係施設：1,857箇所 その他関係施設：78箇所
- ・対策未了箇所数
 児童関係施設：3,397箇所 障害児者関係施設：1,480箇所
 介護関係施設：1,346箇所 その他関係施設：20箇所

◆令和3年度における進捗等：

- ・直近の調査により確認した令和2年度末までの実施箇所数
 児童関係施設：2,941箇所 障害児者関係施設：995箇所
 介護関係施設：1,128箇所 その他関係施設：67箇所
- ・対応が必要な箇所数（確認後）
 児童関係施設：585箇所 障害児者関係施設：569箇所
 介護関係施設：729箇所 その他関係施設：11箇所

◆対策を進める上での課題：

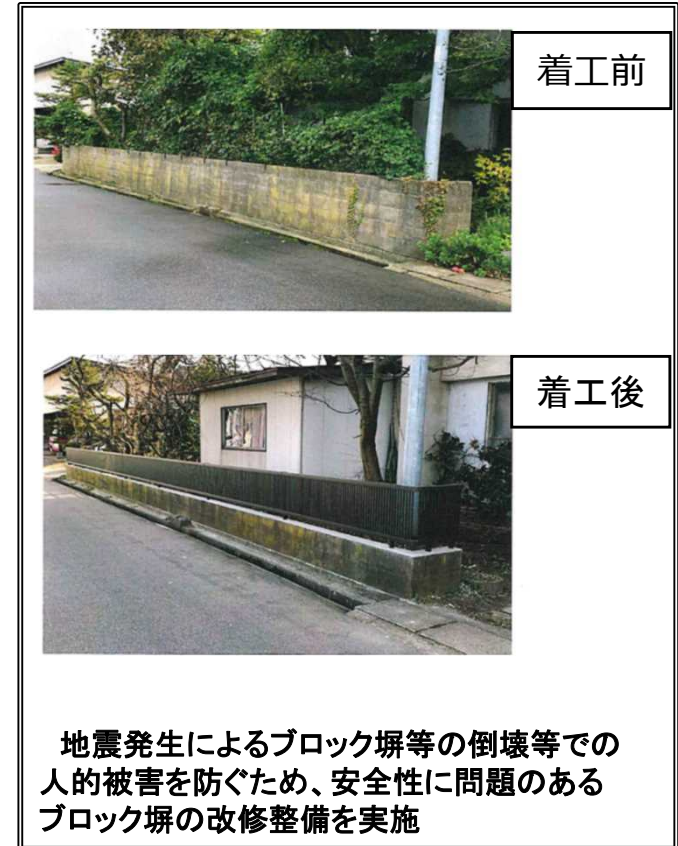
- ・ブロック塀改修における事業者の問題意識が希薄であること。

◆今後の取組：

- ・社会福祉施設等におけるブロック塀等の改修に関する事務連絡を発出する事で、自治体を通じ、ブロック塀の安全対策に問題のある事業者に対し注意喚起を行うとともに、ブロック塀改修を行うための補助事業の活用について積極的に呼びかけを行う。

◆実施主体：

- ・ 都道府県、市区町村（指定都市、中核市を含む）



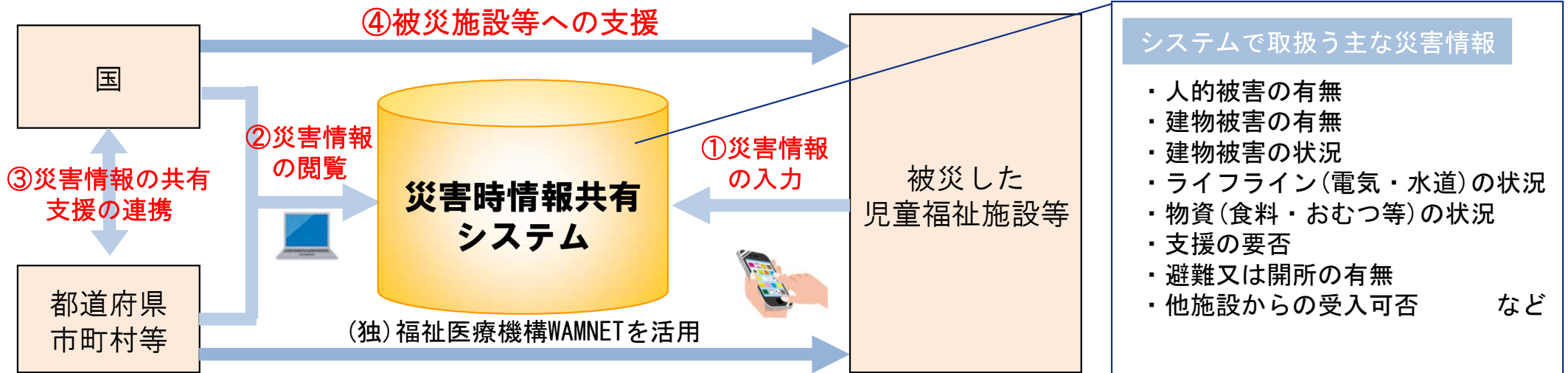
地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐため、安全性に問題のあるブロック塀の改修整備を実施

令和6年度当初予算案：1億円（運用費） + 令和5年度補正予算：0.9億円（改修費）

1 事業の目的

- ・災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として、「災害時情報共有システム」の運用・保守に係る経費を計上（令和6年度当初予算案）
- ・災害対応機関における災害情報の共有体制の構築を図るため、「次期総合防災情報システム」との自動連携に向け、「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」を活用した児童福祉施設の災害情報等の自動連携を行うための改修費用を計上（令和5年度補正予算）

2 システムの概要・スキーム



※ 令和5年度補正予算では、こども家庭庁の「災害時情報共有システム」を他の社会福祉施設に係るシステムとともに厚生労働省の「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」に自動連携するための改修費用を計上

【参考】デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）（抄）

第3-2 各分野における基本的な施策

2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化 （2）準公共分野のデジタル化の推進 ③ 防災

ア 防災デジタルプラットフォームの構築

災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを令和7年までに構築する。このため、基本ルールの策定、中核となる次期総合防災情報システムの着実な開発・整備（令和6年度運用開始予定）、各省庁の防災情報関係システムとの自動連携の充実、地方公共団体及び指定公共機関との連携の充実に取り組む。

イ 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築

SIP 第2期において作成された「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」については、被災市町村の保健・医療・福祉に関する情報を自動で収集し、解析、マッピングによる視覚化等を行い、被災都道府県、市町村における災害対応に活用されている。令和6年度には、本システムの運用の改善を図り、災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築を図る。

令和5年度補正予算	
児童福祉施設等災害復旧費補助金	: 14億円
児童福祉施設等設備災害復旧費補助金	: 4.5億円

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

※ 令和5年度のこども家庭庁創設に伴い、厚生労働省で所管していた児童福祉施設等の災害復旧費については、障害児施設等とともにこども家庭庁に移管し、認定こども園の幼稚園機能部分も文部科学省から移管して対象としている。

2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 障害児施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設及び障害児施設等の災害復旧事業に要する経費

※ 令和5年度補正予算においては、令和5年台風13号（激甚災害指定（局激））、令和5年台風7号（激甚災害指定（局激））、令和5年台風6号、令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨（激甚災害指定（本激））等について、自治体への所要額調査等に基づき計上。

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市等

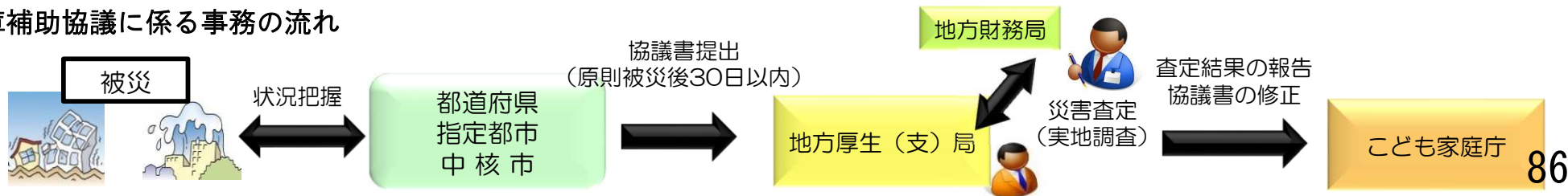
5. 国庫補助率

施設整備：通常（※） $1/2$ または $1/3$ 等（施設種別により異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$ または $1/3 + \alpha$ となる。
（激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$ または $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ対象とする。）

設備整備：定額（令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨等を対象）

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



予備費

児童福祉施設等 災害復旧費補助金 : 8.4億円
 児童福祉施設等 設備災害復旧費補助金 : 1.5億円

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

※ 令和5年度のこども家庭庁創設に伴い、厚生労働省で所管していた児童福祉施設等の災害復旧費については、障害児施設等とともにこども家庭庁に移管し、認定こども園の幼稚園機能部分も文部科学省から移管して対象としている。

2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 障害児施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設及び障害児施設等の災害復旧事業に要する経費

※被害報告件数や過去の災害における内示額に基づき算定し計上。

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市等

5. 国庫補助率

施設整備：通常（※） $1/2$ または $1/3$ 等（施設種別により異なる）

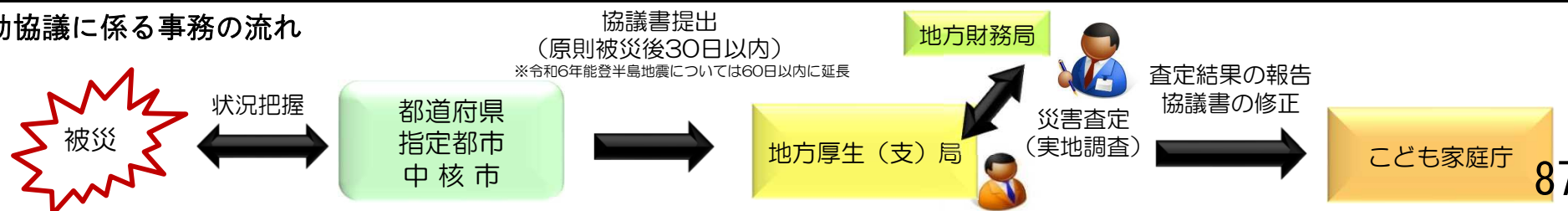
※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設）の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$ または $1/3 + \alpha$ となる。

（ $+ \alpha$ ：公共土木施設（河川・道路、学校、社会福祉施設等）の被害状況を基に、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担することにより更に1割～2割程度、国の負担を引き上げる。）

（激甚法対象外施設（児童厚生施設や放課後児童クラブ等）の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$ または $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ対象とする。）

設備整備：定額

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



VI. 東日本大震災により被災した 子どもへの支援について

VI. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について (参考資料 1 参照)

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施しており、「復興・創生期間」は令和2年度末で終了となったが、「復興・創生期間」後においても、心のケア等の被災者支援については、事業の進捗に応じた支援を継続するとされている。このため、令和6年度予算案についても、被災地の支援ニーズや課題等を踏まえつつ、引き続き必要とされる支援を実施できるよう予算を確保しているため、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に尽力していただくようお願いする。

(「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（令和6年度）」として実施する事業)

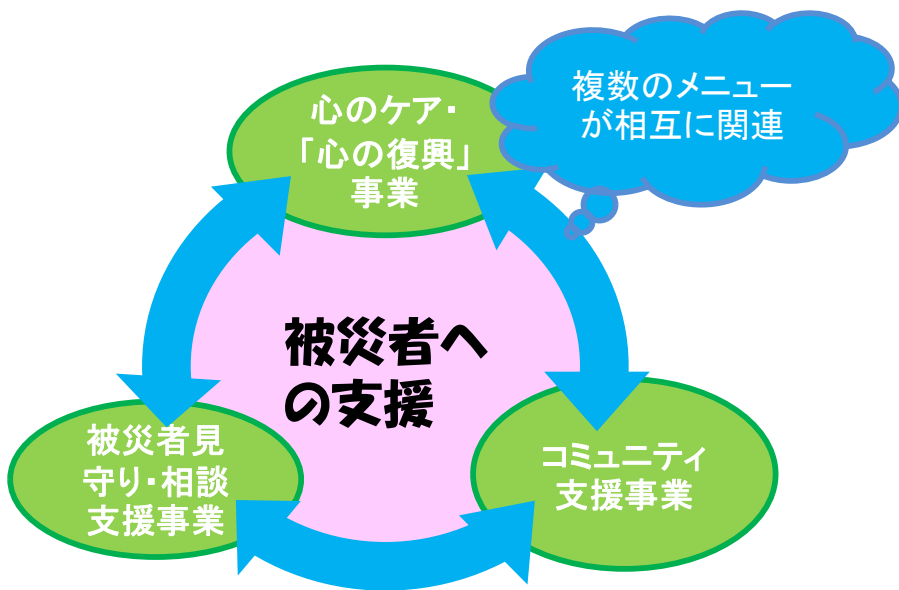
- ① 子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域に限る）
- ② 遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域に限る）
- ③ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ④ 児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域に限る）

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和6年度概算決定額 **93億円**【復興】
 （令和5年度予算額 102億円）

事業概要

- 復興の進展に伴い、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者を取りまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。



事業メニュー

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
復興庁	1. 被災者支援総合事業 ①住宅・生活再建支援 ②コミュニティ形成支援 ③「心の復興」 ④被災者生活支援 ⑤被災者支援コーディネート ⑥県外避難者支援
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
厚労省	2. 被災者見守り・相談支援事業
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
厚労省	3. 仮設住宅サポート拠点運営事業
IV. 被災地における健康支援	
厚労省	4. 被災地健康支援事業
V. 被災者の心のケア支援	
厚労省	5. 被災者の心のケア支援事業
VI. 子どもに対する支援	
こども庁	6. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
文科省	7. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	8. 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

期待される効果

○ 交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた、効果的・効率的な、被災者支援の展開が期待される。

資金の流れ

